

行政常任委員会

平成 3 1 年 3 月 7 日（木）

午前 1 0 時 1 4 分 開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

きょうの予定は、財政、総務、政策調整まで行きたいと思いますので、よろしく
お願いいたしたいと思います。

まず、初めに市長のほうから。

○加藤市長 おはようございます。

本会議に引き続きまして、大変お忙しい中、行政常任委員会を開催していただき
まして、ありがとうございます。

本日から行政常任委員会、御審議いただくわけなんですけれども、既に議決いた
だいた議案を除きまして、多くの提出議案がございますが、よろしく御審議賜りま
すようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○南委員長 それでは、早速ですけれども、付託議案の説明を財政課長から求め
たいと思いますけれども、議案番号が前後すると思いますけれども、まず、補正予
算のほうから進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○宇利財政課長 おはようございます。財政課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 2 1 号、平成 3 0 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の議
決についてのうち、財政課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

平成 3 0 年度一般会計補正予算書（第 8 号）及び予算説明書の 1 ページをごらん
ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予
算の総額にそれぞれ 9 1 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞ
れ 1 0 1 億 3, 3 8 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、第 2 項、第 1 表歳入歳出予算補正の内容のうち、財政課に係る分
について御説明申し上げます。

1 8 ページ、1 9 ページをごらんください。

歳入でございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入につきましては84万4,000円を追加するものでございます。このうち財政課分といたしましては、今年度に発生いたしました基金運用の利子42万6,000円でございます。

続きまして、17款繰入金、2項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療事業会計繰入金につきましては、2,004万円を増額し、2,055万4,000円とするものでございます。三重県後期高齢者医療広域連合からの過年度精算金が歳入されることに伴う後期高齢者医療事業会計からの繰入金の増額でございます。

次ページをごらんください。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入につきましては、三重県市町村振興協会からの交付金の確定によります106万4,000円を増額でございます。

20款市債、1項市債、1目総務債は、補正額20万円を減額し、250万円とするものでございます。内容は、事業費拡大に伴うJアラート受信機更新事業債の減額でございます。

3目農林水産業債は1,720万円を減額し、9,140万円とするものでございます。いずれも事業費確定によります起債額の減額でございます。

4目土木債は1,080万円を増額し、8,770万円とするものでございます。起債対象事業費の変更によります起債額の増減でございます。

5目消防債は90万円を減額し、1,560万円とするものでございます。いずれも事業費確定によります起債額の減額でございます。

6目教育債は220万円を減額し、1億1,220万円とするものでございます。事業費確定に伴うスクールバス購入事業債の減額でございます。

8目衛生債は2,620万円を追加するものでございます。追加で認められた過疎対策事業債のソフト分を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

26ページ、27ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、補正額1億6,566万7,000円を追加し、8億8,459万4,000円とするものでございます。財源内訳の特定財源80万9,000円は、基金運用収入を各基金積み立ての財源としたものでございます。基金積立金1億6,566万7,000円のうち、財政調整基金積立金1億6,361万6,000円の増額が基金運用収入25万8,000円及び歳入歳出の差額分1億6,335万8,000円を積み立てたものであり、減債基金積

立金から交通安全対策基金積立金まで及びふるさと応援基金積立金の追加は、いずれも基金運用収入の追加によるものでございます。また、尾鷲みどりの基金積立金 1 9 2 万 8 , 0 0 0 円の追加は、基金運用収入 1 万円及び今年度、尾鷲みどりの基金から取り崩し、事業費に充当していたもののうち、事業費の確定による 1 9 1 万 8 , 0 0 0 円の積み戻しでございます。

資料の 1 ページをごらんください。

基金の状況でございます。平成 3 0 年度一般会計補正予算（第 7 号）の時点での財政調整基金年度末残高見込みが 4 億 6 , 6 8 9 万 2 , 0 0 0 円、第 8 号補正の 1 億 6 , 3 6 1 万 6 , 0 0 0 円の積み立てにより、平成 3 0 年度末財政調整基金残高見込みは 6 億 3 , 0 5 0 万 8 , 0 0 0 円となる見込みであり、基金合計残高見込みは 1 9 億 3 , 0 3 2 万円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、2 8 ページ、2 9 ページをごらんください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費のうち、国民健康保険事業特別会計繰出金 3 1 3 万 5 , 0 0 0 円の減額は、対象事業費減少による国民健康保険事業特別会計に対する繰出金の減額でございます。

3 0 ページ、3 1 ページをごらんください。

後期高齢者医療費のうち、後期高齢者医療事業特別会計繰出金 6 4 2 万 2 , 0 0 0 円の減額は、対象事業費減少による繰出金の減額でございます。

3 6 ページ、3 7 ページをごらんください。

4 款衛生費、5 項上水道費、1 目上水道整備費のうち、水道事業会計負担金 5 6 万 9 , 0 0 0 円の減額は、対象事業費減少に伴う負担金の減額でございます。

6 項病院費、1 目病院費は、財源更正でございます。ふるさと応援基金繰入金の対象事業費の変更に伴う財源充当先の変更によるものでございます。

続きまして、8 ページをごらんください。

第 4 表地方債補正でございます。

追加の予防接種事業は、過疎債ソフト分の追加分として認められたものでございます。変更の 1 0 事業は、いずれも事業費の変更により増減となっております。これら 1 1 事業についての起債の方法は、証書借り入れ、または証券発行、利率は年 3 % 以内、償還の方法は 3 0 年以内と定めております。追加分、変更分の起債の目的、限度額は、歳入予算で説明したものと同様でございますので、省略させていただきます。

補正予算に係る財政課からの説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

補正予算の説明は以上でございます。

御質疑、御発言のある方はよろしくお願いいたしたいと思います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 補正予算について質疑がないようでございますので、当初予算のほうの説明をお願いいたします。

○宇利財政課長 続きまして、議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について御説明申し上げます。

平成31年度尾鷲市一般会計予算書及び予算説明書の1ページをごらんください。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、第1条、第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ94億5,572万3,000円と定めるものでございます。平成31年度当初予算編成につきましては、減少傾向にある市税収入や財政調整基金の大幅な減少など厳しい財政状況の中、2021年度までの3年間の財政収支見通しを公表し、一般財源2億5,000万円の削減を目標に掲げ取り組んでまいりました。その取り組み内容と結果につきまして、委員会資料に基づき御説明申し上げます。

資料の4ページをごらんください。

こちらについては、9月議会でお示しした平成31年度の財政収支見通しと平成31年度当初予算との比較表でございます。平成30年度は当初予算額、平成31年度はそれぞれ見通し額と当初予算額を表示しており、いずれの数値も特定財源を除く一般財源ベースでの数値となっております。また、表の右側に平成31年度当初予算額と財政収支見通しとの差額、平成31年度と平成30年度当初予算の比較をそれぞれ表示しております。平成31年度当初予算額と財政収支見通し額との差額において、歳入全体としては、見通し額62億8,796万4,000円に対し、当初予算額62億8,633万7,000円で、当初予算額は見通し額を162万7,000円下回っております。

また、歳出の主なものとしては、扶助費で2,004万6,000円、公債費で112万1,000円、合計で2,116万7,000円、当初予算額が見通し額を上回っております。これらにより、一般財源削減目標額の2億5,000万円に歳入の減少及び歳出の増加を加味させた2億7,279万4,000円の財源不足が生じることとなりました。不足した2億7,279万4,000円の補填としましては、人件費で2,023万9,000円、事務的経費を除く行政経費で1億2,303万

9,000円の計1億4,327万8,000円を削減し、財政調整基金取り崩しの追加951万6,000円、都市計画事業基金の取り崩し1億2,000万円により、歳入歳出を同額といたしております。

歳出を少し細かく見ていきますと、人件費は、当初予算額が見通し額を2,023万9,000円下回っております。主な要因は、期末勤勉手当及び管理職手当の減額措置を実施したことや退職見込み数の減により退職手当が見込みより減少したことによるものでございます。

次に、扶助費では、当初予算額が見通し額を2,004万6,000円上回っております。主な要因としましては、幼児教育の無償化により、保育所入所保護者負担金が減少することによる保育所事業に係る一般財源額の増加などによるものでございます。

次に、公債費です。公債費は、当初予算額が見通し額を112万1,000円上回っております。主な要因は、平成30年度に借り入れる地方債の見込み利率の上昇による利子支払い額の増加でございます。

最後に、義務的経費を除く行政経費につきましては、当初予算額が見通し額を1億2,303万9,000円下回っております。

こちらの主な要因については、次ページをごらんください。

このうち、補助費等につきましては、補助金の計上額について、補助金等審査委員会で示された補助金見直し案に基づく削減を実施いたしました。また、企業会計の負担金の減少もあり、補助費等が減少しております。補助金の見直しの詳細につきましては、委員会資料の8ページをごらんください。

補助金につきましては、財政再建委員会で31年度の削減の協議を行い、補助金等審査委員会で、基本一律10%の削減をベースに各補助金個別に削減の可否及び削減幅の検討を行い、削減目標値を定め、各課において補助金額の調整を行いました。結果といたしましては、平成30年度当初予算に計上された92件の補助金については、見直し対象とした61件の補助金のうち52件、見直し対象外の補助金で10件、合計で62件の補助金が平成31年度当初予算において削減となり、歳出予算額で4,164万8,000円、一般財源額で3,739万5,000円の減額でございます。

資料の9ページに所属別の見直し状況、10ページから27ページまでに補助金別の見直し状況を記載しておりますので、後ほどごらんください。

資料の5ページにお戻りください。

次に、消耗品費等の経常経費の減少でございます。需用費、役務費等の経常経費については、前年度比10%以上の削減を目標に精査をいたしております。小中学校等のエアコン設置等による光熱水費の増加などにより、全体としては増加しているものの、消耗品費などの一部の項目について削減を行いました。

次ページをごらんください。

業務委託料及び施設管理委託料でございます。業務委託料については、安易に前年度実績額で予算計上するのではなく、全業務において事業内容を見直し、可能な限りの自庁化を検討いたしました。また、施設管理委託料については、指定管理者制度の見直しを行い、一部を廃止することにより大幅な減少となりました。

次に、ふるさと応援基金繰入金ですが、寄附額の増加により基金残高が増加しており、基金繰入金を増額し、一般財源充当額が減少いたしました。これらのことは、義務的経費を除く行政経費の減少要因となっております。

資料4ページにお戻りください。

財政調整基金取り崩し額を見ますと、おおむね財政見通しのおおりの予算編成となっておりますが、財政調整基金については、見通し額よりも951万6,000円多く取り崩す計画となっており、見通し額より2,115万9,000円残高が減少する見込みでございます。今後も厳しい財政状況が予想されますが、より一層効率的、効果的な行政運営を目指し、引き続き財政の健全化に向けて取り組んでいます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算の内容のうち、財政課に係る分について御説明申し上げます。

予算書にお戻りいただき、16ページ、17ページをごらんください。

歳入でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税につきましては1,400万円と前年度と同額でございます。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税につきましては3,600万円と前年度と比較して100万円の減少でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金につきましては400万円と前年度と同額でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金につきましては900万円と前年度と同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所

得割交付金につきましては800万円と前年度と同額でございます。

2款地方譲与税から5款株式等譲渡所得割交付金までは、前年度までの実績及び国の予算の動向を勘案し、算定した予算額でございます。

次ページをごらんください。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金につきましては、税率改定の影響等を見込み、1,500万円増加の3億2,100万円でございます。このうち、社会保障財源化分の充当につきましては、平成31年度主要施策の予算概要の105ページをごらんください。

本市の平成31年度における社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費は25億3,283万1,000円を見込んでおり、全体経費から国県支出金等特定財源を充当した残りの一般財源充当分が11億4,588万4,000円でございます。この一般財源分のうち、地方消費税交付金、社会保障財源分として1億4,100万円を充当するものでございます。

予算書にお戻りいただき、18ページ、19ページをごらんください。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金につきましては、本年9月末日をもって自動車取得税が廃止されることに伴い、580万円減少の820万円でございます。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金につきましては、自動車取得税にかわり創設される自動車税環境性能割に係る交付金として341万4,000円を見込んだものでございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金につきましては、700万円と前年度と比較して50万円の増加でございます。

次ページをごらんください。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税につきましては、前年度に比べ1億5,800万円増加の35億4,300万円でございます。普通交付税が地方消費税交付金の増加などの減少要因があるものの、市税収入見込みの減少や公債費の増加などを考慮し、1億2,800万円増加の30億6,300万円、特別交付税が過去の実績から3,000万円増加の4億8,000万円でございます。

34ページ、35ページをごらんください。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入のうち、管財関係土地貸付料346万2,000円につきましては、市内各所の普通財産の貸付収入でございます。

次ページをごらんください。

1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金につきましては4 億2, 6 5 5 万2, 0 0 0 円と、前年度と比較して1 億5, 3 4 8 万1, 0 0 0 円の減少であり、当初予算の財源として財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

2 目減債基金繰入金につきましては1 億3, 5 0 0 万円と、前年度と比較して7, 5 0 0 万円の増加であり、平成2 4 年度借り入れの第三セクター等改革債償還の財源及び前年度より増加している公債費に対応して、基金から繰り入れを行うものでございます。

3 目活性化対策基金繰入金につきましては5 万5, 0 0 0 円と前年度と比較して2 4 万5, 0 0 0 円の減少でございます。

4 目熊野古道森林施業対策基金繰入金につきましては、前年度と同額の1 0 0 万円でございます。

5 目交通安全対策基金繰入金につきましては4 3 万8, 0 0 0 円と、前年度と比較して1, 0 0 0 円の減少でございます。

次ページをごらんください。

6 目尾鷲みどりの基金繰入金につきましては3, 4 0 5 万円と、前年度と比較して2 6 6 万4, 0 0 0 円の増加であり、尾鷲みどりの基金事業の財源として、基金から繰り入れるものでございます。

7 目ふるさと応援基金繰入金につきましては1 億5 1 5 万1, 0 0 0 円と、前年度と比較して1, 1 8 0 万3, 0 0 0 円の増加でございます。平成3 1 年度の充当事業といたしましては、資料の2 ページをごらんください。

資料にありますとおり、市民参加による防災対策に3 6 6 万円、医療体制の確保の病院事業会計負担金に6, 3 7 6 万4, 0 0 0 円、障がい者福祉の推進の心身医療費助成金に4 0 0 万円、水産業関連産業の振興のつくり育てる漁業の展開、後継者育成等に5 4 2 万9, 0 0 0 円、子育て支援の推進の多子世帯支援給付費に1, 0 8 3 万5, 0 0 0 円、未就学児への支援の障害児保育事業費補助金に1, 6 3 1 万2, 0 0 0 円、学校教育の充実の魅力ある学校づくり推進事業、ふるさと教育支援事業に1 1 5 万1, 0 0 0 円の充当でございます。

予算書にお戻りいただき、3 8 ページ、3 9 ページをごらんください。

8 目都市計画事業基金繰入金につきましては1 億2, 0 0 0 万円としております。都市計画事業に充当するため、基金から繰り入れを行うものでございます。

資料の3 ページをごらんください。

平成31年度の都市計画税は、現年課税分が1億2,384万1,000円、滞納繰越分が104万3,000円の合計1億2,488万4,000円を見込んでおります。対しまして、充当可能事業費といたしましては、街路事業費7,245万2,000円、公園事業2,587万4,000円、下水道事業62万6,000円、ごみ焼却事業1億3,200万円、地方債償還額2,271万5,000円の合計2億5,366万7,000円、このうち特定財源の300万円を除いた2億5,066万7,000円としております。

この歳入と歳出の差額について、都市計画事業基金から繰り入れを行うものでございます。

予算書にお戻りいただき、38ページ、39ページをごらんください。

2項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療事業会計繰入金1,000円につきましては、繰入金発生を見越しての頭出しの計上でございます。

次ページをごらんください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入の2節総務費雑入1,955万6,000円のうち、次ページをごらんください。三重県市町村振興協会市町村交付金につきましては、過去の実績により70万円増加の500万円でございます。

44ページ、45ページをごらんください。

21款市債、1項市債、1目総務債につきましては2億4,870万円と、前年度に比べ2億4,600万円の増加でございます。内容といたしましては、本庁舎耐震改修事業に係る起債といたしまして2億4,440万円、防災行政無線事業に係る起債といたしまして430万円でございます。

2目民生債につきましては5,660万円と、前年度に比べ1,710万円の増加でございます。内容といたしましては、心身障害者医療費助成事業債2,600万円、緊急通報システム管理事業債200万円、子ども医療費助成事業債1,100万円、障がい児保育事業債1,760万円でございます。

3目衛生債につきましては650万円でございます。ごみ収集車両購入に係るごみ収集車両整備事業債でございます。

4目農林水産業債につきましては3,040万円と、前年度に比べ7,820万円の減少でございます。内容といたしましては、農道整備に係ります農業基盤整備促進事業債110万円、林道整備に係ります一般林道整備事業債700万円、農山漁村地域整備事業債660万円、漁港整備に係ります水産基盤ストックマネジメント事業債1,570万円でございます。

5目土木債につきましては5,600万円と、前年度に比べ2,090万円の減少でございます。内容といたしましては、橋梁整備事業債1,390万円、道路整備事業債2,310万円、急傾斜地崩壊対策事業債1,900万円でございます。

6目消防債につきましては2,220万円と前年度に比べ570万円の増加でございます。内容といたしましては、三重紀北消防組合で実施の消防車両等整備事業に係る負担金の起債1,520万円並びに次ページをごらんください。消防団車両等整備事業債700万円でございます。

7目教育債につきましては1,670万円と、前年度に比べ430万円の減少でございます。内容といたしましては、矢浜小学校遊具設置事業及び尾鷲中学校防球フェンス設置事業に係る学校教育施設等整備事業債1,670万円でございます。

8目臨時財政対策債につきましては3億1,100万円と、前年度比1,000万円増加の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

64ページ、65ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、財政事務経費135万6,000円につきましては、需用費32万円、役務費6,000円及び一つ飛びまして、使用料及び賃借料13万9,000円は、事務執行に必要な消耗品等でございます。委託料89万1,000円のうち、固定資産管理・公会計システム保守委託料59万4,000円につきましては、システム保守料であり、新地方公会計制度支援業務委託料29万7,000円につきましては、統一的な基準による財務書類の作成及び活用を図るため、継続的な支援に係る経費でございます。

68ページ、69ページをごらんください。

3目財産管理費は1億2,764万9,000円と、前年度に比べ1億1,826万8,000円の増加でございます。財産管理経費764万9,000円の内訳といたしましては、需用費98万1,000円の主なものは、修繕料53万円で、役務費666万8,000円の主なものは、市有財産の保険料586万8,000円でございます。基金積立金1億2,000万円は、全額、ふるさと応援基金への積立金です。寄附金の充当先としては、事業費への充当も検討いたしましたが、充当先の事業は、年度当初より事業実施されることに対し、ふるさと応援寄附金はその性質上、収入が年度の下半期に集中し、充当事業の事業量の調整が困難で、想定した収入が不足した場合の補填を別財源で行う必要が生じるため、安全性を考慮し、ふるさと応援寄附金へ積み立てることとしたものでございます。

資料の1ページをごらんください。

当初予算編成時における年度末基金残高見込みは、財政調整基金が2億395万6,000円、減債基金2億8,576万1,000円、以下、記載のとおりとなっており、基金合計の年度末基金残高見込みは12億2,807万4,000円でございます。

予算書にお戻りいただき、70ページ、71ページをごらんください。

4目契約検査費は92万2,000円と、前年度に比べ17万1,000円の減少となっております。減少の主な要因は、委託料の工事検査業務委託料が15万4,000円減少の45万1,000円となったことでございます。

120ページ、121ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、国民健康保険事業特別会計繰出金2億1,320万5,000円につきましては、国保特別会計への繰出金でございます。

134ページ、135ページをごらんください。

9目後期高齢者医療費のうち、後期高齢者医療事業特別会計繰出金4億1,367万9,000円につきましては、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金でございます。

184ページ、185ページをごらんください。

4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費は1,803万1,000円と、前年度に比べ142万円の減少でございます。全額、水道事業会計への負担金でございます。

6項病院費、1目病院費は4億2,500万円と、前年度に比べ5,000万円の減少でございます。全額、病院事業会計への負担金でございます。平成31年度の病院事業会計の負担金額につきましては、繰り出し基準に基づく繰り出しを平成30年度、普通交付税の基準財政需要額に算入された病院分とほぼ同額の3億6,000万円とし、資金手当分といたしましては、一般会計の財政難を考慮し、前年より1,000万円減少の6,500万円といたしました。

240ページ、241ページをごらんください。

7款土木費、5項都市計画費、3目公共下水道費は62万6,000円と、前年度に比べ43万8,000円の減少で、全額、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

302ページ、303ページをごらんください。

1 1 款公債費、1 項公債費、1 目元金は1 1 億9, 1 6 1 万1, 0 0 0 円と、前年度に比べ1 億1, 2 3 8 万5, 0 0 0 円の増加でございます。増加の主な要因は、緊急防災減債事業債及び過疎対策事業債の償還額の増加でございます。

2 目利子は5, 7 7 5 万円と、対前年度1, 3 8 5 万8, 0 0 0 円の減少であり、うち公債費利子は5, 7 3 3 万9, 0 0 0 円の償還を見込んでおります。

1 2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費につきましては2 0 0 万円と、前年度と同額でございます。

第1 表歳入歳出予算については以上でございます。

続きまして、地方債について御説明申し上げます。

1 0 ページをごらんください。

第3 表地方債については、目的、限度額については、歳入予算の説明のとおりでございますので、省略させていただきます。

起債の方法は証書借入れ、または証券発行、利率は年3 %以内、償還の方法は3 0 年以内と定めております。

なお、資料の2 8 ページ、2 9 ページに3 1 年度当初予算における起債予定の起債科目別の一覧表を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

○南委員長 当初予算の説明は以上でございます。

これよりただいまの説明に対するの質疑に入りたいと思います。

御発言をお願いいたします。

○野田委員 今回の予算については……。

○南委員長 発言に対して、ページ数も言ってほしい、関連できることは。資料やったら資料のほうでということで明記してからお願いいたします。

○野田委員 資料の4 ページ、財政収支の見通しというんですかね。ここでざくっとですけれども、当初の2 億5, 0 0 0 万の一般財源の不足をどのようにするかということで検証されて、今回、予算になったと思うんですけれども、約1 億2, 0 0 0 万の一般財源の補充ができなかったというところで、都市計画事業基金の取り崩しというところが約1 億2, 0 0 0 万、これで補填されているような形なんですけれども、今後一つ心配なのは、今回、予算の中で2 年、3 年先になるんですけれども、どのような形を予算として形づくっていくのかという部分が非常に気になるところでありまして、都市計画事業基金のほうも約2 億2, 5 0 0 万ぐらいの残高は、当初予算の基金の残高がありますけれども、今後の見通しというか、考えを

ちょっと教えていただきたいと思います。

○宇利財政課長　　都市計画事業基金の今後の充当方法ということでよろしいでしょうか。

○野田委員　　それと1億2,000万の一般財源、今回、それで補充というか、充当したような形になるんやけれども、今後、一般財源の部分はどのような形で削減なり、その部分に対するふやしていくことを考えておるのかと、それを充当できるような形で。

○宇利財政課長　　もちろん先ほども申し上げたんですけれども、財政調整基金の取り崩しも予定どおりとはいかず、若干少ない額になっております。それから、都市計画事業基金につきましては、今後の都市計画事業の推移等でももちろん同額を取り崩すことになるかどうかは今後の話となってきます。そういう部分で、今すぐに何を削減するのかという部分ではお答えできかねるんですが、今後も一般財源を削減していく方策を探りながら予算編成を行っていきたいと考えております。

○野田委員　　やはり今後のことが、私、議員としてちょっと心配というか、気になるようになってきてまして、防災のデジタル化及び電子カルテとか、本庁舎の耐震化も含めてですけれども、いろいろなものが出てくる中で、数年後というか、計画の見通しというものがやはりきちっとない限り、非常に不安定な財政状況になってくると思うんですが、その点、どのようにお考えですか。

市長、よかったらお願いします。

○加藤市長　　今回の31年度の予算についてはこういう結果で一応編成したと。32年度、2020年度と2021年度は、この方向の中で何とかやっていきたいということで、見通しというのはお示しさせていただきました。この形でさらに確認していかなきゃならないんじゃないかな。当然、委員おっしゃるように、その後の2020年度につきましてからの財政見通しと、その対策ということは、本当にこの1年かけて徹底的にやっていかなきゃならない。

一方では、一部収益のほうの補填をするがために、要するに一般質問でいただきましたけれども、要は、市有財産を何とか守りしながら、この2年間、どれぐらいに収益をふやしていくか。これ、プラスなわけね。ただ、しかし、はっきり申し上げまして、2022年度からの対応というのはこれからやっていかなきゃならないね。3年後、19、20、21の見通しというのは一応やらせてもらいました。22年度からについては、また大変厳しくなると。

ただ、一方では、公債費については、今回、12億四、五千万あたり、来年度も

なる。再来年度は、今、何もしなければ減っていく予定であると。ただ、おっしゃるように、今決定しているのが、市庁舎の問題について。これが、要するに2023年ぐらいから支払いが出てくるというようなことも含めて、公債費の割りとか、そういったものもきちっと考えていきながら、正直言って、私自身は、2019、20、21は、この方向でどうやって収益を上げながら歳出のほうも見込んでいかなきゃならない。

ただ、2022年度からの、委員の皆さん方が一番心配していただいているように、財政見通しからいって計画も立てていかなきゃならないと。これは、やっぱりやらざるを得ないんですよね。この1年間かけて、きちんとした形の中で、2022年以降の財政見通しを立てながら、どうやってそれに対する施策を講じていながら財政計画をつくり上げていくか。これ、財政計画をつくる時には大変な状況なんですけれども、要するに、予見というものが、まだ今はわかっていない状況ですから、だから、こういう形のものをやっていきながら。

ただ、しかし、やらなきゃならないというのは、委員指摘のあったように、市庁舎の問題とか、これからまたあれする防災無線の話とか、こういったものがどんどんどんどんたまっていくと。それが何年計画で要は支払いが出てくるのかという話です。今の見通しでしたら、公債費については、たしか私の記憶によりますと、2019年、20年度は12億4,000万から5,000万ぐらいが頂点になって、21年度から一応減っていく状況なんです。減っていく状況だけど、まだプラスになりますから、その辺の見通しをきちんと立てながら、要するに、起債をどこまで起こせるかということも含めて、2022年度以降の対策も加えて、2019年度中につくり上げていかなきゃならないなど、このように思っています。

○野田委員　　ということは、前からも話がありましたように、財政計画については議会というか、委員会のほうでも今後お示し願えるということでしょうか。

○加藤市長　　財政計画をどこまでお示しするかということは非常に難しいので、財政見通しは私はつくらなきゃならないと。とりあえず、19年度、20年度、21年度についてはお示ししたとおりなんです。それ以降の22年度からの分もつくっていかなきゃならない。もう一つは、19年度はこれで進めるけれども、20年度、御心配いただくように、20年度は大丈夫なの、この方向で。21年度はこの方向で大丈夫なのということもきちんと精査しなきゃならないと思うんです。そのために、あとこの中で、19年度から21年度までどうやって収益を上げていくのかという、収益を上げていくのは、どうやっていっても一つしかないんです。

市有財産をどうやって売って、要するに、差し引きして収支をプラスにしていくかというような話。

これと、2022年度以降の、まだ、しかし、それについての財政見通しというのは、大まかには出ておりますけれども、これをきちんと作り上げていかなきゃならない。その財政見通しが出た中で、財政計画というのを私はつくらなきゃならないと思います。極力、来年度中か、2022年度の3カ年を終わったその後の財政計画というのはつくっていかなきゃならないと思っております。

○野田委員　私のほうでは、要は事業の費用というのは変わってくると思うんです。今言った財産の処分という部分もありますし、借り入れ金額、返済金額等あります。そういうものを年度ごとにある程度の財政のほうで入れ込んで、ある程度のざくっとした数でもよろしいので、それでだめじゃないかとかいう気持ちは全然ありませんので、どのような形で事業と収入の分、今言いました財産収入の部分と、あと支払いの部分というか、そういう部分をミックスした形でということは、そこによって議論をしながら、できる部分はあるのかなと僕は個人的には思うんですが、いかがですか。

○加藤市長　考え方は非常によくわかるんですよ。だから、幾ら、公債費についても12億四、五千万出ていますわね。去年より1億何千万多かったと。9,800万ぐらい多かったと。来年もこれが続いていくんやと。

一方で、これはもうしょうがないんですよね。過去からのあれでそのところを払っていかなきゃならないから。19、20、21になったら若干下がりますよ。たしか僕の記憶では1億ぐらい下がるんですよね。それがまた、どれだけ積み増していくのかというような話なんですね。支払いが12億5,000万なら、12億5,000万払っていきますよと。今回は7億何千万でしたかね。去年が6億何千万で、要するに起債はあったということです。去年よりも1億何千万落ったけれども、要するに12億5,000万払っているけれども、7億幾らになったから、ことし、今の借り入れのそういうものについては100億を切ったわけなんですよ。そういうことをバランスよくやっていかなあかんということで、それが今の状況でどうなのか。これからの計画、要するに電子カルテの話もそうでしょう。だから、何もあれですよ。電子カルテもまた一切何もやっていない、しかし、やっていかなきゃならないだろうと。既にこの前のあれしました防災のほうの防災無線の話も出るし、借り入れせなきゃできない。今度は市庁舎の話とか、それが若干プラスになってくるんですね、年々。何年で払うのかということは、これも計算しながら。

その辺のバランスをやっぱり考えていかなきゃならないと思っております。

○濱中委員　　せっかく全体の大きな話をしておるところで細かいことをちょっと聞きたいんですけども、補助金の見直しをされたということで、本当にこの補助金を減らしていくということはすごい苦しい作業やったやろうなど、そこはあるんですけども、本当に1,000円単位のということがあるんですけども、各協議会でとか、そういったところに対する負担金のほうの見直しということは検討されたかのかどうかというのを聞きたいんですね。協議会であったり、各種団体というものは、金額に関しましては割り当てがありますから、見直すということに関しては、参加するのかもしれないのかという判断からしていかなんのかなと思うんですけども、過去にもこういった各協議会とか協会とか団体とかに対して、ここに参加することで尾鷲市にどういった利益をもたらすのかというあたりで質問したこともあるんですけども、今回は検討の対象に各種負担金というのは対象に上がらなかったのかどうか。

○宇利財政課長　　今年度の見直しにつきましては、補助金等審査委員会のほうで議論をしたものについては、あくまで補助金というものが対象となってきます。ですので、負担金を31年度の予算の部分については、あくまで予算のヒアリングの中で一個一個、これは本当に要るのかというような形の中で、極力削減の方向で話はさせていただきました。実際、ここまでも、もう何年にもわたって負担金の必要のないものを切ってきております。ですので、見解によっては要らないんじゃないかという見解は当然あるかと思うんですが、相当のボリュームで切っている中で今回の予算査定でしたので、正直、削減効果というのはほぼないんですが、若干という部分で、負担金についてはほぼ全てにわたって、本当にこの負担金が必要か。このグループに入っている必要があるのかという部分について確認はとらせていただきました。

○濱中委員　　今、課長がおっしゃられたとおりで、本当にそこに参加する意味というものがきちんと説明できる必要があるのかなと。そういった団体というのは、全体を見ても首をかしげるものがないかといえ、ちょっとあるところもあるんですけども、やっぱりおつき合いで入っておるような団体というのは、これからもきちっと説明のできないものに関してはクールに切っていく必要もあるのかなという気がしておりますので、そのあたりよろしくお願いします。

○小川委員　　先ほど市長が財政計画のことを言われましたけど、課長に聞きます。財政計画は、何年から何年できちっと立てられるんですか。財政見通しならわかる

と思うんですけど、財政計画は本当にできるんですか。

○宇利財政課長　その財政計画の性質によるかと思うんですが、通常、財政計画で多いものとしては、義務的経費を今後こういうふうに見込んでいくとか、普通建設事業をこういう推移にしていこうとかというのが多いと思うんですけども、個別の事業を積み上げて、ほぼ予算書に近い形での財政計画の作成というのは、現状は難しいというふうに考えております。

○奥田委員　私は、全体の予算で、粉飾決算という言葉はありますけれども、粉飾予算だなというふうに見ておるんですけどね。というのは、病院だって、4億2,500万で5,000万減らしたけれども、病院のほうが一時的借入金をふやして、一般会計だけ減らしゃええというものじゃなくて。ふるさと納税だって1億2,000万円に上げて基金に積んで、これは粉飾ですよ、一種の。

それで、具体的なことを聞きたいんですけど、資料3で、都市計画税1億2,000万を取り崩すということで、ごみ焼却事業に充当するという事なんですけど、以前、委員会でそういう説明を、基金の取り崩しでそういうのを使うという話があったときに、都市計画税というのは、旧町内しか取っていませんよね。

これ、三鬼和昭委員が質疑した件ですけど、旧町内しか取っていないんですよ、今、都市計画税。輪内も須賀利も取っていないんですよ。その辺のところは大丈夫ですかという話を私はしたはずなんですけど、その後、その議論というのは、その辺の報告というのは一切ないんですけど、ない中で、今回当初予算で都市計画税の基金を取り崩して、ごみ焼却事業のほうに充てるということなんですけど、この辺は大丈夫なんですか。大丈夫というか、どういう考えで、これ。僕があれだけ指摘しているにもかかわらず、完全にあれですね。議員の言うことは聞いてくれませんか、あなた方は本当に。その辺の説明はしてくれました。大丈夫なんですか、これ。

○藤吉副市長　少し都市計画税を含めてお話しさせていただきますと、都市計画事業というのは、事業が実施されることによって、土地等の利用価値が向上して、所有者の利益が増大することが認められるということに着目された地方税でございます。これは、例えば都市計画道路なんかでも、誰もが利用するということではありませんけれども、先ほど言いました利用価値が高まるということでの利益が向上するという事で考えておまして、そもそも平成22年に尾鷲市の都市計画がつくられたときに、清掃工場であるとか斎場というのでも計画に組み込まれており、一応、今回、委員御指摘の清掃工場についても、都市計画施設として位置づけられておるということでございます。

昨年、県のほうの御指導があって、都市計画税を余剰の部分を基金に組み入れていくに当たって、県の指導の中では、一方で基金の早期解消ということも県から与えられた課題の一つでありまして、この解消につきまして、県と御相談させていただいた中では、都市計画に事業として組み込まれているような施設の改修、更新の都市計画事業として実施することも可能ではないかという示唆もいただきましたので、今回、県の県土整備部とも御相談させていただいた中で、清掃工場の改修についても事業認可の申請をさせていただきまして、事業の財源として、都市計画税を充当するというところについての申請をさせていただいて、県からも財源を含めてしっかりと審査をされ、今回認められたものと考えておりまして、今回、清掃工場につきまして、都市計画税であるとか都市計画事業基金を充当するというところについても、私どもとしてはしっかりとした都市計画事業としての一環であると、そんなふうを考えております。

○奥田委員 いや、そういうことを聞いているんじゃないですよ、副市長。

都市計画税を充当するかどうか、できるかできないかを僕は聞いているんじゃないですよ。これは三鬼和昭委員が質疑したときも、副市長はちょっとずれた答弁していましたけど、そういうことを私は聞いているんじゃないですよ。三鬼和昭委員もそういう意味で聞いたんじゃないんですよ。使えるか使えないか、県と交渉する。それはあなた方の自由ですよ、それはしてもうたら。でも、僕は、ごみ焼却施設というのは、道路とは違うと思うんですよ。道路とは違いますよ。

ごみ焼却施設にも都市計画税を充てるということであるならば、これは旧町内の人だけ、今、都市計画税を払っておるわけですよ。わかりますか、言っている意味。それで本当にいいのかということですよ。だったら、輪内の、僕は道路とは全然違うと思うんですよ、ごみ焼却施設というのは。旧町内の人しか、ごみ焼却施設を使えないということになりますよ、じゃ。その辺の……。いやいや、そういうことですよ、笑っている委員がいますけど、そうじゃないですか。だったら、そうでしょう。旧町内の人しかごみ焼却の負担をするということになるじゃないですか。笑い事ですか、笑い事じゃないと思いますよ、これは。しっかりこれ……。

(「(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 笑い事じゃない、笑っているから言ったんですよ。笑い事じゃないですよ、これ。非常に重要な問題じゃないですか。ごみというのは、尾鷲市全体の問題ですよ。ごみ焼却の問題というのは。

その辺のところは、旧町内の人だけで負担するんですか。輪内の人や須賀利の人

はどうなるんですか、これ。負担させると僕は言っておるわけじゃないんですよ。使うんなら、負担させると言っているだけじゃないですよ。上岡副委員長、横からやじを入れないでください。僕は、負担させろと言っているわけじゃないんですよ。でも、今、都市計画税をごみ焼却事業に充てるということであるならば、旧町内の人だけ負担しているということに対して、これはきちっとした説明がつくのかと、尾鷲市民に対して。つくのかということも僕は聞いている。僕は、上岡副委員長がやじを飛ばしたように、輪内の人、須賀利の人に負担させると言っているわけじゃないんですよ。今、この旧町内の人しか負担していない都市計画税に対して、ごみ焼却事業に使うということに対して説明が尾鷲市民にできるのかということも僕は言っているんです。僕だって、これを聞かれたら答えなあかんじゃないですか、市民の方々に。その説明をどう説明するんですかということも聞いているんですよ。

○南委員長 答弁を求めます。

○藤吉副市長 先ほどもお話ししたように、あくまで都市計画税の目的というのは、土地等の利用価値が向上して、所有者の利益が増大すると認められることに対しての事業でございますので、例えば先ほど御説明したように、道路であったら、別に都市計画税を支払っている人だけが通れるということではなくて、市外、県内の方も含めて通行はできるものですので、例えばごみ焼却場についても、ごみ焼却場がしっかり改修されることによって、市外の方は輪内の方と比較すれば近いところであって、持ち込みもできるということの中で、都市計画税を充当するということに対して問題ないのかなど。そして、それについては、県のほうとも事業認可について申請をさせていただいて、それで大丈夫だよということで認めていただいていますので、市としてはこの方向で進めていきたいなど、こんなふうに思っています。

○奥田委員 そうすると、尾鷲市民の税金の負担、それと、税の公平ということが言われますけれども、税金の負担と税の公平性ということについても全然問題がないというふうに執行部はお考えなんですね。そこだけちょっと確認させてください。

○藤吉副市長 今回、都市計画税であるとか都市計画基金の使用については、都市計画税の税率の見直しを含む税のあり方も検討させていただきました。ただ、今後、都市計画税については、尾鷲港新田線であったりとか、ほかの都市計画事業としての洗い出しも含めてやっていく中では、当面は現状のままで都市計画税としてはお願いしていきたいなど、こんなふうに思っています。

そして、今回、公平性という部分では、先ほど申しましたように、土地の利用価値が向上するという観点から、都市計画事業として平成22年に計画として認められているものでございますので、認められた事業をしっかりと事業認可させていただいて、税の活用を図っていきいたいなど、こんなふうに思っています。

○奥田委員　　そういうことを聞いているんじゃないくて、尾鷲市民一人一人の税金の負担、税の公平性の観点から、都市計画税をごみ焼却事業のほうに充てるという、今、旧町内の人しか負担していない目的税としての都市計画税を尾鷲市民全員がかかっているごみ焼却事業に充てることに対して、税の負担、税の公平性ということに対して、尾鷲市民に対してきちっと十分な説明ができるということですかということ聞いているんですよ。

いつもごまかさないでくださいよ。その辺だけ、できるかできないか。できるということなんですよ、そこだけしっかり答えてもらえませんか、できるという。

○藤吉副市長　　都市計画税の趣旨から考えて、これはできると考えております。

○高村委員　　今のことに関連して、県へ行ってちょっと勉強会した中で、この問題を提示したんですよ。副市長は、県に対して言ったら、ごみ焼却費には都市計画税は使えるという判断でもらっておるんやね。向こう側は、輪内と旧尾鷲は、同じような税収をしていないというのを知らなかったんですよ。それで、私は質問をして、こういう尾鷲の状態を話したら、それやったら、今後問題になるというのをちらっとというようなことを言っていましたので、あなたら、そういう説明をしてなかったんじゃないかと思うんさ。そうやで、やっぱり市民の人らは不公平じゃないかという声は出てくると思うので、やはり県にも本当のことを説明してから、税を使ってええという判断を仰がなあかんと思うもんでね。

○藤吉副市長　　県と相談させていただいたときには、実態もしっかり話をさせていただいて、例えば、場合によっては都市計画税を見直して、住民税の超過課税ということで基準よりも高い税率を、例えば県も今かけていますけれども、そういう方法もあるんじゃないかということはお話は県からありましたけれども、今回、尾鷲市としては、今までの余剰金もあって、その解消も含めて、清掃工場の改修に使いたいということでお話をさせていただいて、事業認可をいただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○高村委員　　それやと、中身まで説明して、その結果、そう回答を得たということですか。

○藤吉副市長　そのとおりでございます。

○三鬼（和）委員　私、質疑した意味は、この資料を見ると、基金からもごみ焼却事業に対してしていますし、本年度集める都市計画税からも、これで見ると621万7,000円しております。基金を積み立てやなあかんという議論があったときに、広域でごみ処理施設をしなくちゃいけないということがあって、都市マスタープランに入れた中で、これが使えやんのかという提案もさせていただきましたね。その考えでありますので、現在、基金に積んだ部分をそれで割り当てていくということについては若干あれなんですけど、都市マスにするようになれば、税の公平性からも、そういった議論もしなくてはいけないんじゃないんですかということを私は質疑で聞こうと思ったので、私の場合は、新しい施設の整備と合わせてがあったもんで、現施設については、できるだけ基金を使えるにしても都市計画税を使えるにしてもできるだけ最小限で抑えてくださいよというのでやりましたんやけど、やっぱり今話題になっていることは、税の公平性の場合と、都市マスにこういっただのを改めて見直す中で計上していくのであれば、セットでこの辺は議論していかななくちゃいけないんじゃないかなと思うので、その辺のところの内部の今のお考えというのは示してください。

○藤吉副市長　新しい広域のごみ処理施設の話じゃなくてですか。

○三鬼（和）委員　それも踏まえて。

○藤吉副市長　踏まえてですね。

まず、広域のごみ処理施設につきましては、現在計画もありませんし、都市マスタープランにも入っておりませんので、今後、マスタープランの改定の中で、これについてはしっかりと議論させていただいて、マスタープランの中に組み込み、そして、都市計画事業としての位置づけをさせていただく中で、どうやって財源を当てていくかということの議論に今後なっていくと思います。

ただ、今回、これまでの都市計画税の余剰が今回積み上がったという中では、県から早くこの辺の基金については、できるだけ解消する方向を示してくれということの中では御相談させていただいて、清掃工場についても十分いけるんじゃないかという回答をいただいておりますので、今回、都市計画税であるとか、基金の繰り入れをさせていただいて事業を進めたいと、こんなふうに考えております。

○三鬼（和）委員　県の市町財政課におかれましても、楠議員の一般質問か質疑にありましたように、マスタープランも見直すということなので、それを見た中で、このことにはまた触れたいとは思いますが、審査の中で。ただ、片方では税の

公平性やとかありますので、都市マスタープランを見直す折には、こういったこととの整合性を含めて、内部でも議論してほしいなと思います。

○藤吉副市長　　しっかりと、数年先までの事業実施を見据えた中で、税の公平性も含め、都市計画税の適用の効率的、効果的な活用も含めて、しっかりと今後議論させていただきたいなと思います。

○三鬼（和）委員　　済みません、もう一点だけ。

それから、市長は一般会計の収支において、財産処分等もあるとは思いますが、収益という表現は使わないほうが、歳入なり収支においてというふうに。病院の場合は仕方がないと思いますけど、ちょっとファジー過ぎるので、お願いしたいと思います。

○南委員長　　答弁はいいんですね。

○仲委員　　1点だけ確認をしたんですけど、予算書の21ページ、資料が4ページの地方交付税なんですけど、今回、30年度の当初予算ベースでは1億5,800万ふえています。それで、最終補正では30億783万3,000円やもんで、大体3,500万ふえておると。それは別にこんなもんかなと思うんですけど、御説明の中で特別交付税が3,000万アップしたと。特別な要因があれば御説明ください。

○宇利財政課長　　特別交付税につきましては、ルール分と呼ばれるカウントがあれば必ず数字が上がってくるものと、特殊財政事情と呼ばれる全体的な経費の中で特殊なものを行っている場合、特に一番多いものとしては、災害等の経費だと思うんですけども、そういう部分で左右される部分に大別されております。

今後、尾鷲市においても、ルール分という部分が割合として多くなっているということで若干の増加を見込んでいるということです。

○南委員長　　よろしいですか。

○野田委員　　ごみ焼却施設の件なんですけれども、中身は昨年8月22日に環境課長のほうから話があって、そういうことなんかというふうに私は思ったんですけども、委員会の流れとして一つ、これがすぐ予算に来る、反映されるということがいいのかどうかということに僕は疑問を感じまして、報告はあったけれども、これをこういう形で使っていくもののやり方として、もうワンクッションあってもいいのじゃないかなと。それを環境課のほうで言いたいなと思っているんですけども、今回、この話が出てきたもんでね。

○南委員長　　考え方として聞くのは構わんでね。

○野田委員　　考え方としてどうですか。もうワンクッションあったほうが、こういう議論がその場に出てきて、ここでやらなくてもいい議論になるわけですよ。

○藤吉副市長　　私どもとしては、県へ事業の相談をさせていただいて、今回の予算というのであれです。そこに疑問があるということであれば、今後反省させていただいて、今後こういったことのないような方向に行きたいなと思います。

○野田委員　　新規事業で新規のお金を使う形ですから、新しいことですよね。やっぱりそこら辺を丁寧な説明ということは、ワンクッション置いて必要じゃないかというふうに私自身感じるわけですので、今後よろしくお願いします。

○南委員長　　他にございませんか。

○奥田委員　　全体の話で、財政課長にお聞きしたいんですけど、さっき言ったように、病院のほう、5,000万減らしたと。その一方で、病院は一時借入金はどうどんふえておるんやけれども、財政課というのは、一般会計だけ見るんですか。一般会計だけじゃなく全体の、病院も水道もあるもので、全体というのは見て予算編成というのはしないものなんですか。

○宇利財政課長　　職務として規定されているのは、あくまで一般会計分ではあるんですけども、話等についてはもちろん聞かせていただく中で、繰出金という部分で病院事業会計からの繰り出しの要求という部分で話は聞かせていただいております。

○奥田委員　　その辺、本当、財政課長は全体を見てほしいんですよ。無理ですか、課長。今ちょっと首かしげていますけど。無理ですかね。そうじゃないと、尾鷲全体の問題ですもん、これ。

市長、企業も阪急もそうだと思うんですけど、連結決算と言われるじゃないですか。やっぱり全体を見ないと、本体がよくても子会社があかなんだらあかんでしょう。連結したらあかんですから、全体を考えないけないので、そこを考えてもらえませんか。そうやないと、病院、今回初めて債務超過に陥るんですね、31年度。初めて債務超過に陥ります。水道事業会計は、赤字の予算を初めて組んできています、31年。非常に大変、それで資料1を見ると、基金、市長は今財政が厳しいことをわかったようなことを言っていますけど、資料1を見てもらったらわかるじゃないですか。基金だって、今回、8億2,000万取り崩しておるわけですよ、これ、1億2,000万、粉飾じゃないけど、ふるさと応援基金に積んでも7億減るわけでしょう。ということは、19億3,000万、補正前はあったやつが、12億2,000万、1億2,000万がなかったら11億しかないんよ。だから、来年

も再来年もなくなるんですよ、基金自体が。わかるでしょう。今回の予算を組んで、8億2,200万取り崩すわけですから。単純に考えたら、小学生でもわかりますよ、基金がなくなっていくというのは、来年や再来年で。小学生が見たってわかりますよ。それを、今は財政が厳しいことがわかったような、市長、安気に構えて、2021年になったら、借金が減るんですわみたいな、そういう問題じゃなくて、お金自体、預貯金自体がもうなくなってきておるわけですから、返済額が大量にある中で、普通の家を考えてくださいよ。すごい借金がある中で、預貯金がどんどん減ってきておるわけでしょう。収入も減ってきておるわけで、それが返せるんですかという問題もあるわけだけど。予算自体が組めんようになってくるじゃないですか。そこを、財政課長も市長も全体を考えて僕はやってほしいと思うけど、市長、どうですかね。

○加藤市長　　最初の話の財政課長のあれについては、ここで私が組織論とか役割というのは話す気は毛頭ございません。それぞれそれぞれの役割があるので。役割があって、その中で、尾鷲市の行政の中で関係プレーというのは必要だと思いますけど、その辺のところは、私自身はそう思っています。

私も奥田委員のほうから、当初予算後の残高が12億2,800万、当初予算後の残高。今回の17億6,400万というのは、補正前の残高。8号補正後に、補正後残高ですから。去年の同じレベルで、当初予算後の残高が12億2,800万、昨年度の当初予算後の残高が13億600万。確かに8,000万ぐらいは減っております。同レベルで比較した場合に、しかし、これは補正前の残高ですから、これからどんどん補正の中で基金がふえてくるやもわからないと。だから、比較が30年度の予算を立てた後の残高が、先ほど申し上げましたように13億600万、ここには記載されていませんので、非常に誤解を受けたことについては申しわけなく思っております。

ことしの当初予算後の残高が12億2,000万、だから、基金の減っているということは事実認めます。8,000万ほど減ってます。だから、今後、どういう形で基金が、来年度の3月のときに補正前の額がどれぐらいになるかという予想数字はまだ出してないと、出ていないということでございます。ですから、比較については確かに減っていますけれども、去年の同レベル、同時期におけるあれは8,000万ほど減っておりますと。これだけ申し上げます。

○奥田委員　　全然違いますね、市長。これ、今回補正、1億6,000万積んだけど、これは去年、当初予算を組んだ後、3月の末にあれしているんですよ、補

正を。これで、もう12億2,000万あると言っているけど、1億2,000万は、今、市長が13億600万と言ったけれども、12億2,000万のうちには1億2,000万の粉飾があるわけですよ。11億なんですよ。それだけでも2億6,000万違うでしょう。それに、今回は3月に最後の補正を入れましたけれども、去年はそれは入っていないよ。それが数億ある。だから、四、五億違うはずだよ、これ。

市長、そういう粉飾のことを言ったらあかん。今言った12億2,000万の中でも、1億2,000万は粉飾ですから。去年と全然違うわけだ。実質11億です、去年と一緒やと。市長が言われる当初予算、同時期と言っても2億6,000万違うわけや。それと、これからぎりぎりの予算を組んでいくわけやもんで、繰り越しの分、予算が残ってくるよりもどんどん減ってくるわけですよ。だから、基金はどんどんこれからますます減ってくる。これまで以上に減るんですよ。そういうことは考えておかないと、市長、非常に。

だから、もう一点だけ、済みません。

役割分担があると言われました。財政課長は一般会計だけ見ておればいいということでしょうね。僕はそれで本当にいいのかなと思うんやけれども、市長がそうやって役割分担があるんだと。財政課長は一般会計だけ見ておればええというお答えならば、逆に言ったら、市長、副市長がしっかりと全体を見て、これは当然ですけど。全体を見なあかんですよ、それは。それを、聞いておるととんちんかんなことをいつも言われておるから、本当に市長は財政をわかっているのかなというような答弁ばかりされるので僕は言っているんですけど、財政課長ももちろん見てくれよという話をしているんですけど、あなた方、しつかりしてくださいよ、本当に。お願いします。

○加藤市長 何と答えたらいいのか、しっかりしなきゃならないのはわかり切った話なんですよ。だから、調整していきながら、財政についても財政課長が調整していきながら、病院との関係、水道との関係を調整していきますよというような話なんです。それについて、市長、副市長は何もしておらへんのかといたら、きちんと見ていますよ。だから、今回の場合には、正直言って大変な予算組みだというようなことで申し上げたわけなんですわ。ただ、この前のさっきの話についても、繰越金についてどうのこうのといろいろ御忠告はいただいておりますけど、十分認識しておりますので、これからも大変だと思いますので、いろいろとサゼスチョン、ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでしたら、当初予算の65ページ、よろしいですか。新地方公会計支援業務委託料29万7,000円とあるもので、もう一度、その細かく説明をしていただけますか。

○宇利財政課長 新地方公会計支援業務委託料なんですが、この新地方公会計制度、後ほどちょっと説明をさせていただきたいと思うんですが、統一的な基準による財務書類の作成の支援業務でございます。

○南委員長 財務4表のほうやな。

○宇利財政課長 その事業に当たって、今回、特にお願いをしている部分については、今までやったことのない、連結決算の部分の支援を主に現在やっていただいております。特別会計と一般会計の連結部分であったり、広域行政事務組合との連結の部分、そういう部分での支援業務を委託しています。

○南委員長 わかりました。

それでは、追加議案のほう、議案33号の説明を求めてから、それから財務4表の説明をしてもらおうかいな。

議案第33号のきょうの追加議案については、一応財政から説明していただくんですけど、質疑のほうは福祉保健課のほうでお願いいたしたいと思います。

それでは、説明を求めます。

○宇利財政課長 続きますして、議案第33号、平成31年度一般会計補正予算(第1号)の総額について御説明申し上げます。

平成31年度一般会計補正予算書(第1号)及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条、第1項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,926万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億8,498万8,000円とするものでございます。

第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容につきましては、後ほど福祉保健課より御説明申し上げます。

説明は以上でございます。

○南委員長 それでは、引き続き財務4表のほうの説明をお願いいたします。

○宇利財政課長 それでは、今回、平成29年度決算に係る一般会計等財務書類と平成28年度決算に係る全体財務書類が完成いたしますので、御報告をさせてい

たきます。

別冊資料の1ページをごらんください。

平成29年度決算に係る一般会計等貸借対照表でございます。左側の資産の部をごらんください。

平成29年度末時点の固定資産は601億5,060万1,000円となり、前年度末より14億6,150万5,000円減少しております。この主な要因は、有形固定資産のうちインフラ資産の減少で、道路改良工事や漁港機能保全工事等により新たに取得した資産額を減価償却による資産の減少額を大きく上回ったことによるものでございます。

また、流動資産は15億6,445万6,000円となり、前年度末より1億3,656万2,000円の減少となっております。この主な要因は、基金のうち、財政調整基金の減少で、当初予算及び補正予算における取崩額が積立額を上回ったことによるものです。また、現金預金は、前年度末より2,563万1,000円減の3億330万1,000円となっており、この額は4ページの資金収支計算書における本年度末現金預金残高と一致しております。

以上により、資産合計は前年度末より15億9,806万8,000円、2.5%減の617億1,505万7,000円でございます。

次に、右側上段の負債の部をごらんください。

固定負債は109億1,009万9,000円となり、前年度末より2億6,557万9,000円の減少となっております。この主な要因は、地方債の減少で、公債費支出が地方債発行額を上回ったことによるものでございます。

また、流動負債は12億5,011万4,000円となり、前年度末より6,042万円の増加となっております。この主な要因は、1年以内償還予定地方債の増加によるものでございます。

以上により、負債合計は前年度末より2億515万9,000円、1.7%減の121億6,021万3,000円となり、資産合計から負債合計を差し引いた純資産合計は、前年度末より13億9,290万9,000円、2.7%減の495億5,484万4,000円となっております。

次ページをごらんください。

一般会計等行政コスト計算書です。

平成29年度の1年間に行政サービスの提供に要した経常費用は97億3,372万6,000円となり、前年度より1億3,062万4,000円の減少となっております。

おります。この主な要因は、業務費用のうち物件費で7,414万2,000円、移転費用のうち補助金等で5,850万9,000円の減額によるものでございます。

使用料及び手数料等の経常収益は2億8,818万円となり、前年度より2,291万6,000円の増加となっております、この主な要因は、その他において財産収入の増額やごみ袋等の棚卸資産の増加によるものでございます。

以上により、経常経費から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、前年度より1億5,354万2,000円、1.6%減の94億4,554万5,000円となり、臨時損失及び利益を加えた純行政コストも増額となっております。

次ページをごらんください。

一般会計等純資産変動計算書でございます。

先ほどの行政コスト計算書により算出されました純行政コスト94億4,554万5,000円から、税収等の財源80億3,895万1,000円を差し引いた本年度差額は14億659万4,000円のマイナスとなっております。これに資産評価差額等を加えた本年度純資産変動額は13億9,290万9,000円のマイナスとなり、行政サービスの提供にかかったコストは、当該年度の財源で賄えていないことをあらわしております。これにより、本年度末純資産残高は495億5,484万4,000円となり、この額は、1ページの貸借対照表における純資産合計と一致しております。

次ページをごらんください。

一般会計等資金収支計算書です。業務活動収支は、業務収入において、国県等補助金収入の減などにより、前年度より9,133万9,000円減少したものの、業務支出において、物件費等支出や補助金等支出の減により2億1,797万6,000円の減少となったことから、5億3,862万7,000円の黒字となりました。投資活動収支は、地方債を発行して公共施設等整備を行ったことから、収入を支出が上回り、2億9,875万1,000円の赤字となっております。

財務活動収支は、地方債発行収入を地方債償還支出が上回ったことにより2億6,661万8,000円の赤字となりました。

以上により、本年度資金収支額は2,674万2,000円の赤字となり、本年度末の資金残高は2億4,551万7,000円となっております、この額は、平成29年度歳入歳出決算書の歳入歳出差引額と一致しております。本年度末資金残高に本年度末歳計外現金残高5,778万4,000円を加えた本年度末現金預金残高は3億330万1,000円となり、この額は、1ページの貸借対照表における流動

資産のうち、現金預金と一致しております。

なお、昨年度お示しした平成28年度決算に係る一般会計等財務書類に特別会計及び公営企業会計を加えた全体財務書類につきましては、次ページ以降に掲載しておりますので、後ほどごらんください。

以上で、統一的な基準による財務書類の説明とさせていただきます。

○南委員長 特にただいまの財務4表の説明をしていただいたんですけども、御意見のある方はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、その他の報告もないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、これで財政課の議案審査を終えたいと思います。

ここで昼にします。午後は1時から再開といたします。休憩いたします。

(休憩 午前11時44分)

(再開 午後1時00分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き行政常任委員会を続行いたします。

次に、総務課に入ってくださいました。

まず、議案関係……。

(「委員長、その前にちょっと一言だけいいですか」と呼ぶ者あり)

○村田委員 さっき税務課の審議が一応終わった後で申し上げるのは大変申しわけないんですが、先ほどの議論の中で、高村委員が県で確認をしたと。副市長のほうも確認をしたということで食い違いがあったんですね。私は、意見の違いとか、そういう違いは当然だろうと思いますけれども、確認をした違いというのは、どちらなのかはっきりしてもらわないと、我々も最終的には採否をとられるわけですから、その辺があやふやでやられるのはどうかなと思うんですけども、決して私は高村委員を疑う、そんな気持ちは毛頭ありませんし、かといって、執行部を頭から疑う気もないんですが、どちらかはっきりしないと採否にかかわる問題ですから、その辺を大変申しわけないんですけど、もしよかったら、ちょっと議長あたりにお諮りをいただいて、少し解決を願えないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○南委員長 都市計画の県の承認する件について、報告したのかしなかったのか

という議論だと思うんですけども。ごみの焼却場へ充てる都市計画費用についてですね。

○村田委員 実際、使用ですね。

○南委員長 わかりました。

○藤吉副市長 今、県庁のほうへ電話しまして、確認をとらせていただいていますので、しばらくお時間いただいて、また、事実関係を確認させていただいて御報告させていただきたいなと思いますので、高村委員が行かれて……。

○南委員長 どういうこと。

○藤吉副市長 私は確認していますけど、どういう言い方をされたのか、確認をさせていただきますので、また、報告させていただきますので。

○高村委員 私の聞いたのは、輪内と旧尾鷲の税を出しておるのは知らなかったということで聞いたもので、先ほどの委員会で言いましたんやけど。

○南委員長 いずれにしろ誤解があっては困りますので、今、副市長が述べましたように、県のほうの返答をいただいてから、再度報告をしていただくことにいたします。

それでよろしいでしょうか。

一応、県当局のほうの話やと思うんですけど。

○村田委員 私は、このことを荒立てる意味じゃなくて、今、副市長は、再度詳細について高村さんの会われた方だと思うんですが、確認をするという話なんですが、副市長自身が県の者と話をしてきちっと確認をしておるということを言っているんですから、高村さんもそういうことを聞いていると。今言われることとちょっと違ったと思う、先ほど言ったのは。不公平という問題も出ましたから、その辺のところでちょっと食い違いが随分とあるなど。それがどちらになるかで、私どもも採決に加わる際にきちっと情報を入れて、自分の意思でもってやらなければいけませんから、そのための。こういう格好でやられるということについて、私はちょっと納得できませんけどね。

○南委員長 いずれにしましても、県当局の返事をいただいてから再度御答弁をいただくということで御理解を賜りたいと思います。都市計画の認可についての説明しなかった、したという点については、よろしく願いいたします。

○村田委員 ちょっと副市長にお尋ねしますが、県に確認をしてということとは、どういうことなんでしょうか。そのことを教えてください。

○藤吉副市長 私は私でお会いしていますけれども、また、高村委員もお会いし

ているということですので、どういうニュアンスで県が高村委員に言われたのかということも含めて、そして、あと最終的な県としての見解も含めて確認させていただきたいなと思います。

○南委員長　　よろしくお願いたしたいと思います。

○村田委員　　副市長は確認をされておるんでしょう。だから、それは間違いないですわね。だったら、高村委員が聞かれて、ちょっとニュアンスも違う、明らかに意味の違うことを言われておるんですから、それは高村委員が言われておることが違うのか、それともあなたのほうが違うのかということ、白黒つけるんじゃないかもしれませんが、この際にそれはきちっとしてくれないと、副市長はもう確認はしているんでしょう。再度また確認をしたんですよ、きょうも。きょうはしていないんですか。

○藤吉副市長　　昼休みでしたので、連絡がとれませんでしたので、本日の委員会終了後、直ちにまた県庁のほうへ連絡をとらせていただきたいと思います。

○南委員長　　関連してですか。

○三鬼（和）委員　　質疑でも使わせていただいたんですけど、行政常任委員会で6月28日、三重県告示第530号として、都市計画事業に認められておりますもので、言葉のあやか、県に聞いたって、こういう大きな問題があるので、その辺、きちっと副市長、扱いのお考えをしていただいて取り扱っていただきたいと思います。もう既に県が認可していることについての話で、私の質疑のときには、将来的なことも踏まえて言ったことやもんで、その辺きちっと副市長のほうは説得があるようにお話し願いたいと思います。

○藤吉副市長　　まさしく認可をいただいている事業ですので、そのところを再度県に確認をというか、認可はいただいておりますものですから、これはできるということで私は考えておりますけれども、高村委員のお話もありますので、再度事実関係は確認した上で御報告させていただいていきたいなということ考えております。

○南委員長　　それでよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ということですので、総務課長、済みませんでした、寸断して。

条例、補正予算、当初という形で説明を求めたいと思います。条例については1本ずつ行きたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、付託議案の説明を求めます。

○下村総務課長　　それでは、今定例会に提出しております議案について、行政常

任委員会進行表により御説明させていただきます。

議案書の1ページ、議案第3号、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてにつきましては、専門的な知識、またはすぐれた識見を有する者を一定の期間を定め、必要とされる業務に従事させるもので、地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき採用するため、必要な事項を定めるものであります。

本市では、2021年開催予定の第76回国民体育大会を控え、新年度より国体の円滑な運営を期するため、生涯学習課内に国体・スポーツ振興係を設置するとともに、必要な準備を進める実務を担う職員として、見識にすぐれ、経験豊富な方の採用を予定しております。

任期つき職員制度は、多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、知識や経験、またはすぐれた識見を有する者を事務の種類や性質に応じて、複数年の任期を定め採用し、最適と考えられる任用を勤務形態で活用できる制度であり、他の自治体でもIT関係、地籍関係、防災戦略、スポーツ振興などの専門職として活用され、県内では、本市と同様、国体に向けての採用が見受けられております。

次に、8ページをごらん願います。

8ページの議案第4号、職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について及び議案第8号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正についてにつきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、財政の健全化に資するため、市長を初め三役の期末手当、職員の期末勤勉手当の減額措置を講ずるための条例の制定及び一部改正であります。

お配りしております資料の3ページをごらん願います。

市長の期末手当の削減率を現行の20%から25%に引き上げ、副市長及び教育長の削減率を現行の10%から15%にそれぞれ5%引き上げるものであります。

この結果、市長の期末手当は、削減前と比較して106万6,500円、副市長が50万6,232円、教育長は任期の関係で6月分だけの影響となりますが、21万330円の減額となります。

次に、職員につきましては、職員組合との交渉を経て、期末勤勉手当を4%削減するもので、影響額は、一般会計職員171名分で1,089万3,409円の減額となります。

実施期間は、平成32年3月31日までとしております。

次に、14ページの議案第6号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてにつきましては、長時間労働の是正のため、民間労働法政においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限、規則等が導入され、原則として、平成31年4月から施行されることとなっています。

また、昨年8月、人事院の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、平成31年4月より適用すべく人事院規則の改正等が進められております。

地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定める所要の措置を講じる必要があり、本条例の一部を改正するものであります。

なお、規則委任する具体的事項については、国から示される規則、準則の改正試案を受けて、規則改正を行う予定であります。

資料の4ページをごらん願います。

本市における超過勤務命令の上限設定は、国と同基準の1カ月45時間以下、年360時間以下と設定するものですが、職員の健康管理や経費削減等の観点から、1カ月20時間、年240時間を目標としています。

そのため、資料にありますように、本年4月より、兼務・併任制度の活用や時差出勤制度の活用を図ってまいります。兼務・併任制度は、兼務実施計画例にありますように、例えば税務課などのように、3月の申告が終了して賦課までに期間が短く、業務がその期間に集中する場合、その期間だけ、兼務・併任辞令により、他課より職員を回すことにより、生産性の向上、職員の負担軽減、人件費の抑制につながるものであります。また、時差出勤制度は、勤務時間選択性の一つで、決められた特定の勤務時間帯の枠内で登庁、退庁の時間を決められる制度で、公務に支障のない場合で、一日の時間を有効に活用するものであります。例えば家族の病気等により、子の保育園等へのお迎えが必要になった場合、7時から勤務することにより、退庁時間を1時間30分繰り上げ、15時45分とすることができ、また、19時からの会議等が予定されている場合、午後からの出勤により時間外勤務を抑制できるものとするものであります。

次に、議案書の16ページ、議案第7号、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてにつきましては、平成30年人事院勧告により、6月、12月の期末手当の支給率が同率となったことによる条例の一部改正で

あります。

次に、20ページの議案第9号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、独自の人事委員会が存在しない本市にあつては、例年、国の人事院勧告に準拠して、給料表及びその他諸手当の改正を行ってきましたが、平成30年人事院勧告につきましては、本市財政の状況を鑑み、12月議会への上程を見送りました。しかし、近隣自治体との給与格差は、人材確保にも影響が出るおそれもあることから、平成30年人事院勧告を平成31年4月1日適用で準拠し、本条例を改正するものであります。

資料の1ページをごらん願います。

人事院勧告の概要といたしましては、民間との格差のある行政職初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定とし、その他は400円の引き上げを基本に平均で0.2%の改定率とするものであります。

また、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を4.45月とし、6月、12月の期末手当の支給率を同率とするための改正であります。

次のページ、本市における人事院勧告の対応であります。先ほど申し上げましたように、他の自治体は平成30年人事院勧告を適用しており、近隣市町と比較しますと、本市の給与水準が低く、人材確保に影響が出るおそれがあるため、実施時期を人事院勧告の平成30年4月とせず、平成31年4月1日とし、初任給に差が出ないようにするものであります。

今回の改正による人件費の影響額は、一般会計において、給料、期末勤勉手当、地域手当、退職手当の合計額が458万8,873円で、議案第4号の期末勤勉手当の削減額が1,089万3,409円となることから、差し引き630万4,536円の削減となります。

以上で、議案第3号、議案第4号及び議案第6号から第9号までの御説明を終わらせていただきます。

○南委員長　ただいまの5議案の条例制定、改正についての御質疑がある方は、御発言をお願いいたします。

○楠委員　超過勤務命令の上限設定等についての表のところなんですけど、フレックスタイムについては、他の行政体では行っているところも結構多いんですけど、拘束しなきゃいけない時間帯を、誰が、どのようにしっかり管理できるのか、ちょっと確認します。

○下村総務課長　各所属から事前に申請を受けて、総務課のほうで管理していき

たいと思っております。

- 楠委員 基本的に早出の6時だとか、遅出の22時の時間帯で本来の業務が実際に可能なんですかね。その辺をちょっと確認したいんですけど。
- 下村総務課長 現在のところ、水産関係が朝が早く出て、水質検査とか、漁業研修などに出ておる実態があります。また、22時といいますのは、午後7時から夜9時ごろまで、外部の方との会議等が設定されるということがありますので、そういうものが対象になると思われれます。
- 楠委員 間違えていたら大変失礼なんですけど、タイムカードで管理するものなのか、あくまで自己申告で管理するものなのか、そこだけ。
- 下村総務課長 本市にはタイムカードがございませんので、本庁であれば、守衛さんの確認という形になっております。
- 楠委員 基本的には確認ということで、職員の皆さんが仕事をさぼっているとか、そういうことではなくて、自主的に適正な管理をするのであれば、今後、また予算の話になって申しわけないんですけど、タイムカードを活用してやらないと、自宅から場所とか、そういう勤務体型もある程度今回の超過勤務命令の上限設定も含めて、時差出勤のところについては明確に管理をしていかないと、余り曖昧にすると、市民の方から、あいつ、朝から来て何しているんだとか、そういうことにならないように、タイムカード管理も含めて検証してもらってはどうかと思います。
- 下村総務課長 時間外の庁舎内への立ち入り、退室等については、守衛室の脇に入庁、退庁の記録簿がございますので、それに私どもも土曜日なり日曜日に出勤する際は記入しております。これは、マイナンバーを入れてから、庁内のセキュリティーということで、監視カメラもつけたという経緯がございますので、職員の入退庁につきましては、必ず守衛室の記録簿へつけるという形をとっております。
- 楠委員 通常、早出、遅出の三つのタイムがあるわけなんですけど、基本的に会議とか、いろいろありますよね、各部門で。これは、今この表で見ると、横棒で見ると、コアタイムが13時15分から14時45分のコアタイムを持っているわけなんですけど、これを最終的にはしっかり管理職がこの部分は管理するというのでよろしいんですかね。
- 下村総務課長 コアタイムでなく、いわゆるフレックス制と時差出勤の違いというのがありまして、時差出勤というのは、決められた表示の勤務時間帯の枠内で登庁、退庁の時間を決めるということでございますので。
- 楠委員 基本的にはわかるんですよ。通常勤務が8時半から5時15分までで、

休憩があると。早出の人は、朝6時から10時45分までで、遅出の人は、1時15分から22時までと。これは基本的に毎日このスタイルでやるのか、1カ月でやるのか、1週間によるかでも違うんでしょうけど、組織運営上を考えると、どうしてもコアタイムをしっかりとっておかないと、なかなか統制がとりにくい。伝えなきゃいけないことも伝わらないということになりかねないように、ここのフレックスを上手にやらないと、どうしても表で見る限りでは、この時間帯は必ず席にはいなきゃいけないというようなことを考えておかないと、フレックスを1個間違えると、企業の利潤を追求している場所じゃないですから、その辺を勘違いしないように運用しないと、てんでんばらばらの仕事をするようになると思いますので、その辺は管理職がちゃんと見られるのか、コアの中でちゃんと確認できるのかということを確認したかったんです。

○下村総務課長 当然、先ほどから申し上げていますように、事前に業務がわかっておるということで、事前に所属長のほうから総務課のほうに連絡があって、所属長が管理するという形になります。

○楠委員 私の言いたいのは、届け出はいいんですよ。手続して、通常か早出か遅くなるかというのはいいんです。ただ、組織の形として、毎日毎日出されてばらばらの仕事をするのか、それとも1週間単位で早出が続くのか、通常が続くのかによって、しっかりと管理をしておかないとだめですよという話なんですよ。

○下村総務課長 そういう毎日頻繁に続くということは想定していませんので。

○南委員長 よろしいですか。

○小川委員 関連してですけど、インターバル制度というのがございますよね。もし出張して、夜遅く帰ってきた場合、11時間ぐらい休まないと体に支障を来すとか、そういう基準もあると思うんですけど、そういった場合、夜遅くに12時ぐらいに出張から帰ってきた場合に出勤を遅くするとか、そういうのはどうお考えでしょう。

○下村総務課長 私も経験がありますが、そういう出張が毎日遅くなるというようなことはございませんので、1日ぐらいでしたら十分対応できるかなと。例えば夜中12時半に帰ってきて、明るる日8時半に普通どおり皆さん登庁しておりますので、そういう勤務が続くようであれば、職員の心身の健康上のことも考えて検討しなければならないと思いますが、連日続くことは今のところ想定はしておりません。

○小川委員 国の規定では、インターバルも規定に入っていたように思ったんで

すけど、それはどうなんですか。

- 下村総務課長 出張の移動時間は勤務時間には含まないという。現地での滞在時間だけで、行き来に対する時間は勤務時間には含まないという考えで。
- 南委員長 担当のほう、もっと具体的に。担当のほうはよろしいですか、答弁。
- 小川委員 それやったら、勤務時間外やったら、そのときにもし車で事故があったら、勤務外なんですか、その事故は。
- 下村総務課長 公務は公務なんですけど、移動の時間は勤務にならないと。
- 三鬼（和）委員 ちょっと下の図なんですけど、午前6時から午後10時までの間、連続する7時間45分ということは、一番上のグラフでいくと8時半から働いて、5時15分までということですよ。昼の1時間の休憩をとって。ずっと以前でしたら、45分の昼休みで5時15分までしてあって、条例を間違っって、昼1時間とおるんじゃないかと指摘されて、5時半まで勤務しておって、また条例が変わって戻ったんですけど、これでいくと、昼の休憩はありますけど、午前中、午後の休憩はないということになりますよね。連続7時間45分が勤務時間ということですから、例えば職員の方でもたばこを吸ったりというのは違反になってしまうので、これでいいんですか、こういう表現で。
- 高浜総務課長補佐兼係長 休憩時間は、勤務時間連続した3時間を超えた場合、1時間をとらなければならないということで、連続した7時間45分の中の間に1時間休憩をとるように、必ず8時半からをずらして1時間……。
- 三鬼（和）委員 それはわかるんですけど、休憩をとるの。8時間45分の中から7時間45分を勤務時間とすると、昼1時間、食事の時間をとる方は、その間、トイレは仕方がないけれども、たばこを吸ったりとかする休憩はないということですか。これだったら、昼の休憩を45分にするとかして、あとフリーのやつをつくるとか、たばこを吸う人は。そういう申告をやらないと、市長も注意していただきたいのは、唯一無二の人ですから、職員の方は、こういうふうには休憩時間をなかなかとりにくいあれで仕事していますので、たばこなんか私らも吸ったときは、すぐに吸いたくなってきてというのがあるもので、この時間編成でいいんですか。こういう説明で。
- 下村総務課長 この表は、時差出勤制度をわかりやすくする……。
- 三鬼（和）委員 それは十分わかるんやけど、全体の一番上が基本ということでしょう。この中で1時間休憩をとっていただきますけど、あとの7時間45分は勤務時間ですよ。その中で、今言ったように3時間以上したら、休憩をとらせな

いかんのでしたら、昼の時間をもうちょっと短縮せなあかんということじゃないですか、条例からいったら。これは嫌ごとでも何でもない、条例をつくっておるから指摘するんですよ。

○村田委員 例えの話で書いただけやろう、違うんか。そうやろう。

○下村総務課長 休息时间云々じゃなしに、早出、遅出をわかりやすくするために……。

○三鬼（和）委員 だから、それはわかっておるといふの。最後にしますけど、もし、そういうのをわかっておるんです。ただ、8時間45分登庁していただくとして、勤務時間を7時間45分勤務しなくちゃいけないというんでしたら、昼の1時間を短縮して、午前中なり3時間前に5分なり10分なり休憩をとるような考え方じゃなかったら、これ、いいですよ。例えば書き方やもんで、今、村田委員が指摘するようにそのとおりのんですけど、だったら、実質的には休憩をとる方は昼を30分にするなり45分にするなりしないと不公平感が出てきますよって言っているわけです。実際、昼は1時間とるわけでしょう。前、45分のときでも平気で1時間とっておったんやから。7時間45分勤務時間というのだけ理解していますよって。

○南委員長 答弁は。

○村田委員 要するに、7時間45分の勤務をすればいいということなんですよ。今、三鬼さんもおわかりのように、書き方で説明資料として書いたんですけども、本来は休憩1時間とやってあるものですから、じゃ、ほかの休憩はどうなるんだというようなことになったんですけども、時間で書くところいう書き方になるんですね。

そこで一つ、確認だけしておきたいんですが、こんなことは議会の議員が言うべきことじゃないかなと思いますけど、あえて聞きたいと思いますけれども、職労ありますよね。職労の方々はこれで納得しておるんですか。

○下村総務課長 勤務時間の時間外の抑制ということと、働き方改革の一つとして、こういう時差出勤も職員の健康を守るためにということで、職員組合のほうへはこういうのを4月から取り入れたいという申し入れはさせていただいております。

○村田委員 それを納得しておるの。

○下村総務課長 納得というより、申し入れはさせていただいて、これである程度自由な働き方ができると。自由なというか、先ほど言いましたように、家族の病気によって、お子さんのお迎えが必要になった場合、こういう勤務の仕方もありま

すよというふうなことを申し入れしてございます。

○村田委員　これはある意味、フレックスとよく似た感じなんですけれども、さっきも楠委員が言われたように、もちろん総務のほうに申請をして、そして、許可をしてやることですから、私はそれはそれでいけるのかなと思うんですけれども、やっぱり心配するのは、業務の引き継ぎ、それから一つの事業をやる際にどうなのかということだけちょっと心配したんですけれども、その辺のところは課の課長がきちっと精査をしてやるということなんですね。

○下村総務課長　少人数職場の場合、やはり難しい部分が出てくると思います。例えば監査であれば、所属長と担当職員が1人、会計課であれば、課長と課員が3人しかいないという場合、業務の都合上の引き継ぎ云々というのが当然出てきますので、その辺は十分所属長が管理していただくということになると思います。

○村田委員　しつこいようやけど、ちょっと課長、怒らんと聞いてね。各課の課長さんが責任を持ってやられるということ、それはきちっと申し渡して、それは確立をされておるんですか。

○下村総務課長　こういう体制でいきたいということは、1月の課長会議から申し上げさせていただいております。4月の導入になりましたときには、改めてこういう申請書で提出していただくというようなことを各所属長に説明させていただく予定になっております。

○村田委員　そうすると、これは総務課長に申請をしてやるんですけれども、例えば申請がなかったら、全然これを適用しなくてもいいということなんですか。どうしてもやらなければいけないということなんですか。

○下村総務課長　時代の流れで、各自治体で時差出勤も出ておると。それと、今までの議会においても、こういう仕事のやり方が必要になってきておるのではないかと踏まえて、職員数もかなり減ってきておりますので、導入すべきであると判断しました。ただ、需要がなければ当然、尾鷲市の場合は、件数的にはそんなには出ないかなと。ただ、総務課的には職員の健康管理ということをおっしゃるけど、内実のところは時間外の抑制ということもかなり大きなウエートを占めておるものでございます。

○村田委員　やっぱり心配するのは、これできちっと統制した仕事ができるのかなと。これは本当に働き方改革で職員の健康管理、それから、そういったものも含めてこういう方針を出してきておるんですけれども、職員の方々を信頼しておりますから、そんなことは絶対ないとは思いますが、逆にこれを導入したがゆ

えに作業がおろそかというのではありませんけれども、そこそこになってしまうという可能性も、悪い見方をするとないでもないんですね。ですから、その辺のところは、課長がきちっと管理をするということですが、課長に意識をきちっと確立をしていただくように、市長、きちっとお願いしたいと思います。

○加藤市長　正直申しまして、さっき総務課長が言いましたように、働き方改革をやろうということが前提なんですよね。その中でも、働き方でも、職員の仕事をぎゅうぎゅう詰めにしよというような話じゃないんですね。もっと効率のいい、時間帯に応じた形の、要するに仕事というのは山というのがありますから、8時間45分の中で。だから、基本的には8時間45分の中で1時間休憩して、拘束時間が8時間45分で、7時間45分の勤務時間だと。基本は8時半から5時15分までの勤務なんですよね。ただ、それぞれの仕事によって、さっき総務課長が言っていますように、午後7時から外部との会合があったり、それも毎日あるわけじゃないですね。3カ月に1回とか、そういったところもフレックス制をとって、10時まで残らなきゃならないんだったら、そのときには事前の届け入れできちんとやったらどうですかというような。だから、あくまでもここの前提にありますように、職員の健康保持及び公務の運営に支障がない場合は、基本的には8時半から17時15分だけれども、6時から22時までの時間のフレックスの中で、その中で8時間45分をあれするというような。ですから、まことに申しわけないですけど、これ、私、もう20年ぐらい前にやってきたんですよ。正直言って、ばらつきがありましたよ。でも、それをなれると、業務の効率化というのと、さっき総務課長が言いましたように、残業時間の軽減というのは、要は職員の健康保持なんですよね。我々の前の勤めておった会社でも結構ありました。最初はそういうのがあったんですけど、それが主じゃないんですね。基本は8時半から5時15分までだけど、場合によってはこういうケースがあるでしょうと。ですから、それはこういうふうにして活用しながら、8時間45分の拘束時間の中の1時間休憩して、7時間45分勤務しなさいよというような話ですから。

だから、ある程度フレックスをとって、働きやすいような環境をつくったということで私は認識しているんですけど、縛り上げるものじゃないと。

○村田委員　私は、超過勤務命令、上限設定、これは理解しているんですよ。市長は、20年ぐらい前にそういうことをやってきたんだとおっしゃったけれども、どこの会社とは言いませんけれども、業種によってそれが受け入れられるところと受け入れられないところはあるんですよ。尾鷲の市役所は事務ばかりじゃない

ですから、いろんな形の業務がありますからね。ですから、その辺のところを私は言っておるわけで、そういうことになると、事務なら事務ばかりで統一をされておったらいいんですけども、事務もおれば外勤の人もいるし、いろんな方がいらっしゃるでしょう。そんな中では、課長がきちっと管理をして、これはこうだからということで申請をされるんですけども、時と場合にはそういう今までの仕事よりロスが出る可能性もあるのではないかなと、ちょっと老婆心ながら心配しましたので申しあげましたので、これは理解をしております。特に市長にお願いしたいのは、各課長にその辺の認識をきちっと植えつけていただくと、確立をしていただくということだけを申しあげておきたいと思います。

○濱中委員 議案第3号のほうなんですけれども、7条の2の(1)から(7)なんですけれども、決定の基準となるべき標準的な場合の決まりが書かれておるんですけども、この文言で書いておる部分に対して、明確な物差しというのはあるんでしょうか。これ、ちょっとわかりにくいところがあって、1と2の違いとか、2と3の違いという、例えば一番最後なんかやと、特に困難な、特に重要なというのと、特に困難な重要、特にがないのとあるのとの違いというのは、そのときそのときで判断することなのか、明確な物差しがあるのかというのが、ちょっと気になるところやったので、教えてほしいです。

○下村総務課長 これは業務の違いでありまして、例えば弁護士さんなんかを任期つきで雇う場合、高度など。いわゆる大学の先生みたいな方を任期をつけて雇うという場合が高度なというような形で、先ほど私の説明でIT関係とか言いましたが、医療関係では、医師やそういう方も任期つきで雇っておる自治体もあります。尾鷲市の場合は、現在のところそこまでのことは考えておりませんが、今回、国体ということで3年間ということで雇うということで、一般事務職で、ある程度マネジメントができ、スポーツに理解のある方をということで採用を考えておると。ただ、条例化することによって、将来的には、先ほど言いましたような弁護士さんとかドクターみたいな高度な識見を有する方の採用もできるという条例になっております。

○濱中委員 高度の専門的な知識経験ということは、全てに対して入っておるんやけれども、それが明確に線引きができる基準があるのかなというのが気になったんです。というのは、例えば学歴別にするのか、取っておる資格別にするのかとか、そういったものがあるのかなというのが気になったので、聞きたかったんです。

○下村総務課長 これは給料の設定にかかわるものでございまして、尾鷲市の場

合はそこまで考えていなかったということで、給料設定をする場合、他市の状況、先進地でドクターや弁護士さんを雇っておる場合、このランクに設定しますよというようなことを協議しながら、尾鷲市独自で考えていきたいと思っております。

○奥田委員　今の関連なんですけど、国体でということなんですけど、確かにこういう任期つきの専門的な方が出るというのは非常にいいことだと思うんですよ。僕も行政評価と行政監査とか、適用してくれたらなと思いますけど、ただ、今、弁護士という話も出ましたけど、おったらいいですけど、今の財政難の中に、午前中で財政が厳しいという話をあれだけしておる中で、どうなのという話が思いませんか。国体だからと言われて、職員でできないんですかね。わざわざ国体のために、財政難の中で、市長も言われておるように、もう一步努力してやってくれとか、いつも発破かけていますけど、職員の方に。別に職員の中でやれないのかなと僕は思うんですけどね。というのは、課長だって、去年、財政難の中で1人ふやしたじゃないですか。課長級も1人ふえておるんさね。財政難と言われながら、人材は必要ですよ。必要やけれども、僕は今のこの財政難を乗り切るために職員でやってほしいなという気はするんですけど。

○下村総務課長　本市では、ここ数年来、定年退職者を上回る普通退職者が出ており、特に40代、50代の職場のリーダーとなる職員の退職があることから、今回、スポーツに見識があり、県や体育協会などの外郭団体との渉外活動や係を統括できるマネジメント能力のある即戦力の方の採用を予定しております。給料のほうも、尾鷲市の現在の財政状況を鑑み、20%減額する給料での設定を考えております。

○奥田委員　即戦力といっても、今40代、50代の人が普通退職でやめていく人がおるといいますけど、何でやめていくかですよ。何でやめていくんですか。かなりやる気をなくしてやめていくのも、ここ最近もありますけど、やる気をなくしてやめていっているでしょう。やっぱり今の市役所というところが、若い人を育てる、意欲を持ってやれる、そういう雰囲気になっていないということも言えますか。僕は、もうちょっと若い人を育てる。それやったら、若い人を入れたらいいじゃないですか。若い人のほうがよっぽどアイデアを持っていますよ。そのほうがよっぽど僕はいいと思うんですけどね。40代、50代の人がやめていくからと、やめていくのは何ですか。総務課長、あなた方の責任もあるんじゃないですかね、言ったら悪いけれども。やっぱり若い人たちを育てるということを僕はして欲しいなと思いますけどね。そのために若い人を抜てきしてやらせたらいいじゃな

いですか、国体のために頑張れって。そのほうがよっぽど効果が出ると思いますよ。

○下村総務課長 退職される職員については、私のほうも慰留に努めておりますが、それぞれ家庭の事情等もあるということでございます。

また、こういった普通退職が続くということで、定年退職に合わせて、総務のほうも新採職員の数を決めておるんですが、新採職員の採用人数を決定した後の普通退職が出るということで、職員定数に不足が生じておると。この4月1日には、各課において職員が不足するというので、何人か、各課で職員を抜かせてもらうというような現状の中で、3年後の国体を成功させるために任期つき職員を活用するという方法をとりたいと思っております。

○三鬼（和）委員 先ほどの村田委員がおっしゃった超過勤務命令上限について、これは一般質問でも取り上げでもらって、こういう方向を示唆しているのは伺ったんですけど、このことで、まだ試算をしていないようでしたらあれなんですけど、大体これまでの時間外とか、そういったことを鑑みて、こういうシステムに変えるということで、時間外等はどれぐらい抑制できると試算はされておるか。

○下村総務課長 試算はしていませんが、時間外勤務手当につきましては、年々減少傾向にあります。

○三鬼（和）委員 金額は追って、どのような形でというのはあれしていきたいと思いますが、外部とのそういったのがあるの以外に、仕事の中で、時間外というのは、これもきちっと見ていかなあかんというところはあると思うんですね。会議とか、そういうことによって、フレックス的なものとは違った時間外が、それが減らなかつたら、またどこかで無理しておるんじゃないかというところが出てこようかと思うんですけど、そういったことについてはどうなんですか、方針的なことなんですかけれども。

○下村総務課長 時間外勤務につきましては、先ほども言いましたように、年々減少傾向にあると。さらなる時間外の抑制に努めるためにこういう制度を取り入れてきたということでございます。

○野田委員 1点だけ確認させてください。

先ほどから事前に申告ということなんですけれども、これは翌月の分を月末までに出退勤管理表みたいなので予定を上げていく中でやるのか、それとも当日前の前日にフレキシブルというか、そういう予定を立てるのか、どのような形を基本的にやられるんですか。

○下村総務課長 基本的には、5日前には報告していただきたいということを考

えております。ただ、先ほどから言っておりますように、少人数職場の場合、業務に支障が来ることがあってはなりませんので、そこは所属長が判断して、申請していただくというふうに考えております。

○野田委員 先ほど5日前と言いましたけど、特別な予定は別としても、前月に翌月の予定というものがある程度組み入れられて、自分なりの時間外というか、仕事業務を管理していくというのが大体のパターンだと思うんですけども、そうじゃないと、所属長というのは管理というのは、5日前でよろしいんですか。もっと前に、前月でやるべきことじゃないのかなと思いますけど、いかがですか。

○下村総務課長 それは、早ければ、予定がわかっておれば大丈夫なんですけど、例えば外部の方が入られる会議等があれば、外部等の方のスケジュールに合わせなくてはならないというようなこともあるということで、でき得れば、少なくとも5日前にはということで、当然1カ月前、2カ月前にわかっておればそれで申請していただければ結構です。

○南委員長 よろしいですか。

○奥田委員 議案の8号、9号に関連するのかな。資料でいうと、3ページ、期末勤勉手当の減額について、これは三役だけじゃなくて、一般職の方も4%減額ということで、これは非常に僕は評価しますわ。こういう財政難なので仕方ないかなという感じはするんですけど、それで、議会のほうも政務活動費を廃止したり、管外視察を自粛したりとか、いろいろやっているんですけど、今後、議員定数、それから報酬のことも検討していくことになると思うんですけど。

それで、市長にお伺いしたいんですけど、期末勤勉手当をこれでやるのはわかるんですけど、退職金が大きいんですよ。1,620万やったかな、4年間で。三役を入れると3,500万ぐらいあるんさね。これは廃止したほうがええと思うんやけど、職員の退職金は僕はなくせとは言わないけれども、三役の4年間で3,500万というのは大きいと思うんやけど、これぐらいは、市長どうですか。この財政難で廃止したったら。関連やけど、済みません。

○南委員長 ただいまの質疑について、議案外でございますので、議案に基づいた質疑をお願いいたします。

○奥田委員 どうですかね、意気込みというか。

○南委員長 特に意見があれば、市長。

○加藤市長 特にございませぬ。今の状況です。

○南委員長 他にございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、次に、議案第21号の平成30年度の補正予算の説明を求めたいと思います。

それじゃ、お願いします。

○下村総務課長　　議案第21号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)のうち、人件費及び総務課に係る補正予算について、行政常任委員会進行表に基づき御説明いたします。

予算説明書の22、23ページをごらん願います。

歳出ですが、人件費につきましては、全ての費目にまたがりますので、別紙資料にて御説明いたします。

資料の5ページをごらん願います。

A4の横になっておると思っています。よろしいですか。

この資料は、2款の総務費から7款の土木費までの一般会計の目別の給料職員手当について記載させていただいております。

まず、給料の78万7,000円の減額補正ですが、これは病気休暇により休職となっている職員の復職がおくれたことによる減額であります。

次に、職員手当でございますが、期末勤勉手当は、給料と同様、休職となっている職員の復職がおくれたことによる減額であります。

次に、時間外手当の減額につきましては、各課の1月から3月分の時間外勤務手当の見込みが予定を下回ったものであります。退職手当2,279万3,000円につきましては、普通退職者2名分の退職手当であります。

なお、本委員会所管の補正予算の中で、人件費については、総務課において一括して予算計上しておりますので、各課における人件費の内訳につきましては割愛させていただきます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算について御説明いたします。

予算書に戻っていただき、22、23ページをごらん願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額6億7,418万5,000円に対し、6万5,000円を減額補正し、予算減額を6億7,412万円とするものであります。総務課分の補正の内訳といたしましては、人事管理経費が233万2,000円の減額補正であります。

減額補正の主なものといたしましては、8節の報償費18万5,000円の減額補正、市長を初め三役が給与を減額したことにより、特別職報酬等審議会の開催を

見送ったため、同審議会委員の報償費を減額するものであります。

9節旅費96万円の減額補正につきましては、西日本豪雨の際、職員派遣旅費を増額補正しましたが、派遣日数、派遣人員が予定を下回ったこと、派遣職員の宿舍が用意されていたことなどによる減額が76万8,000円、31年度の人事交流による三重県の派遣がなかったことによる特別旅費19万2,000円の減額であります。

13節委託料77万2,000円の減額補正は、職員健康診断受診者及び職員採用試験の受験者の確定による減額であります。

次に、総務一般管理経費1,195万7,000円の減額補正は、主なものとしたしましては、12節役務費では、電話料が47万4,000円が実績による減額で、13節委託料1,033万5,000円の減額補正は、公用車集中管理業務委託料では、運転手の時間外勤務が予定をした回ったもので85万3,000円、次のページ、文書管理システム更新業務委託料については、契約により937万4,000円、グループウェア更新業務委託料が同じく契約により10万8,000円の減額となりました。

18節備品購入費は、公用車2台の入札執行に伴う減額であります。

次に、情報化推進事業324万6,000円の減額補正の主なものは、11節需用費の修繕料86万円の減額は、予定していた庁舎内LAN配線の張りかえが庁舎の耐震工事を控えていることから見送ったことによる減額であります。

13節委託料238万6,000円の減額は、税番号制度対応システム改修委託料が国の指針の確定により改修が保守の範囲で可能となったことから、194万4,000円、庁内ネットワーク設定変更業務及びファイル無害化構築業務委託料が契約により44万2,000円の減額となりました。

次に、情報公開の減額補正につきましては、委員会における審議事項等がなく、委員会の開催数が当初見込みを下回ったため、委員の報酬旅費を記載のとおり減額するものであります。

庁舎管理経費137万7,000円の減額補正は、11節需用費で120万1,000円、空調機給排水設備の修繕料が予算額を下回ったものであります。

13節委託料17万6,000円の減額補正につきましては、3年前の契約時に庁舎清掃業務、警備業務委託料に消費税の増税分を見込んでいたための減額であります。

次に、臨時職員経費75万円の減額は、臨時職員の入院等による無給休暇等の精

査による減額であります。

次のページ、8目公平委員会費8万4,000円の減額補正は、委員会における審査事項等がなく、委員会開催数が当初見込みを下回ったため、委員の報酬及び東海支部総会、三重県連合会総会に出席できなかった委員の旅費、総会出席負担金の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

7ページをごらん願います。

文書管理システム機器保守委託、グループウェアシステム機器保守委託は、契約締結による事業費の確定による限度額の変更であります。

以上で、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 総務課関係の補正予算は以上であります。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○村田委員 これ、減額ですから、この予算については私は何も申し上げませんが、23ページの公用車集中管理業務委託料86万3,000円減になっていますが、これはこれで予算は私は問題ないんですけども、委員長、済みません、関連でちょっとだけ聞かせてください。

この間も一般質問の中でちらっと聞きましたけど、今出ておるのかどうかわかりませんが、急募ということで、尾鷲市の公用車のドライバーを公募しておりましたね。そういう中で、今現在、尾鷲市の公用車の運転手の確保ということについてはきちっとやられておるんですか。大丈夫なんですか。

○下村総務課長 ドライバーの雇用については、委託業者さんがお願いしておるということで、市としてドライバーの確保というのはタッチしておりません。

○村田委員 公募のことを言っているんじゃないですよ。そういう急募をしなければならんような状態で、尾鷲市の委託をして、その業務がきちっとできているのか、それが心配なんです。特に、通常のドライバーじゃなくて、スクールバスのドライバー、添乗員なんかも募集しておりましたから、どうなんかなと思ひまして、その辺のところはいかがなんでしょうかとお聞きしている。

○下村総務課長 今、公用車の場合、3名のドライバーの方が交代で公用車の管理、もしくは運転、市庁舎バス等の運転をお願いしております。3名の方のローテーションでやっていただいておりますものというふうに考えておりますが、スクールバスについては、私どももどういうふうな形態で契約を結んでおるかというのは、教

育委員会とお話ししていませんので、スクールバスの運転手さんについては、私どもでは現在……。

○村田委員 教育委員会やね。

○下村総務課長 はい。

○村田委員 わかりました。

○南委員長 じゃ、補正についてございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 補正については別段ないようですので、議案第15号の一般会計の当初予算についての説明を求めたいと思います。

○下村総務課長 それでは、議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、人件費及び総務課に係る予算について御説明いたします。

予算説明書の28、29ページをごらん願います。

歳入ですが、15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金、本年度予算額107万8,000円、1節の総務管理費負担金の特例事務処理交付金ですが、これは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律など、権限移譲に伴う事務処理に対する交付金であります。

34、35ページをごらん願います。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額1,758万3,000円、総務課分といたしましては、1節土地建物貸付収入のうち、次のページの総務課関係貸付料28万3,000円で、職員組合事務所貸付料が主なものであります。

40、41ページをごらん願います。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、本年度予算額7,614万2,000円で、2節の総務費雑入のうち、総務課分は1,288万8,000円で、給与計算等に係る水道事業会計負担金、生活年金プラン事務費、互助会館電気使用料、共同キャッシングサービスボックス設置料、総合住民情報システム利用負担金が主なものであります。

44、45ページをごらん願います。

21款市債、1項市債、1目総務債、本年度予算額2億4,870万円のうち、庁舎耐震改修事業に係る本庁舎耐震改修事業債2億4,440万円であります。

続きまして、歳出ですが、人件費につきましては、全ての費目にまたがりまますので、別紙資料にて御説明いたします。

資料の6ページをごらん願います。A3の扇に折ってある。

この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保、後期高齢特別会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載させていただいております。

表内職員数の増減は、前年度当初との比較で、退職者と新採職員との差し引き、他会計からの異動等による減員でございます。

まず、給料ですが、一般会計、特別会計の合計で7億104万7,000円となり、前年度と比較しますと18万5,000円の増額となっております。これは、退職職員と新規採用職員との給料の差額と人事院勧告定期昇給による増額分の相殺によるものでございます。

次に、職員手当でございますが、本年度予算額は4億4,701万6,000円で、前年度と比較しますと4,907万5,000円の増額となります。内訳といたしましては、管理職手当が平均で21.35%カットの影響により106万8,000円の減額、期末勤勉手当が人事院勧告による0.05月分の増額があるものの、一律4%カットとなり、三役の5%カットと合わせて547万円の減額となります。

時間外勤務手当につきましては、例年と同様に給料の4%としています。本年度は、知事選挙、県議会選挙に加え、参議院選挙がありますので、前年度と比較しますと1,018万5,000円の増額となりますが、選挙費を除きますと70万6,000円の減額となります。

次に、退職手当ですが、一般管理費で5,543万7,000円、教育費2,414万2,000円の計7,957万9,000円となります。前年度と比較しますと、5,984万7,000円の増額となりますが、昨年の定年退職者1名に対し、本年度は5名の定年退職者があるものであります。

また、共済費につきましては、職員の減員や追加費用の減額があるものの、厚生年金の負担率が上がったことにより、前年度と比較して16万1,000円の増額となります。

次のページに一般会計における人件費の30年度決算見込み額との比較を掲載しておりますが、特別職給与費は期末手当の減額がありますが、教育長の任期に伴い退職手当を計上したことによる増額となっております。

職員給与では、給料が職員の減員及び退職者と新規採用職員との給与差額で297万9,000円の減額となります。

時間外手当は、先ほど御説明しました選挙費の増額で、期末勤勉手当は4%の削減が主なものであります。

次に、退職手当につきましては、30年度の退職者4名に対し、31年度は職員5名の定年退職があるものであります。

なお、本委員会所管の予算の中で、人件費については総務課において一括して予算計上していますので、各課における人件費の内容につきましては割愛させていただきます。

次に、人件費以外の総務課に係る予算について御説明いたします。

予算書の52、53ページをごらん願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額9億401万5,000円、前年度と比較して2億7,571万8,000円の増額となりますが、増額の主な要因は、退職手当の5,543万7,000円と、本庁舎耐震事業の2億4,452万9,000円の増額によるものであります。

財源内訳といたしましては、児童虐待、DV対策等支援事業費国庫補助金ほか、国県支出金が484万3,000円、本庁舎耐震改修事業債が2億4,440万円、その他といたしましては、国保会計など総合住民情報システム利用負担金ほかで1,446万1,000円、その他が一般財源となります。

人件費以外の支出としましては、人事管理経費の453万6,000円で、前年度と比較しますと60万8,000円の減額となります。

主な支出といたしましては、9節旅費37万8,000円で、職員採用試験面接旅費が3万3,000円、県との人事交流により派遣している職員の帰還に伴う特別旅費が5万9,000円、災害被災地派遣旅費が28万6,000円となります。

この旅費につきましては、災害等において被災した自治体から応援要請があった場合の職員派遣旅費支出で、職員2名、7泊8日で計上しております。この職員派遣につきましては、昨年から対口支援ということで、三重県の自治体が順番で決まっており、仮に31年度、どこかの自治体で災害があった場合、尾鷲市の派遣が前回の続きということで、二、三番目に来るとということで予算計上させていただいております。

次のページ、13節委託料198万3,000円で、職員健康診断委託料が168万7,000円、職員採用試験委託料が29万6,000円となります。

次に、14節使用料及び賃借料148万2,000円は、後期高齢者医療広域連合派遣職員及び県との人事交流職員の公舎借上経費が主なものであります。

次に、職員研修事業費39万円、前年度と比較しますと53万6,000円の減額となりますが、それぞれ職員研修に係る経費であります。

別冊の主要施策の予算概要の7ページをごらん願います。

対象を職員としており、定員削減などの行政改革に取り組む中、多様化する住民ニーズの対応や市民サービスの向上を図るため職員研修を強化し、資質向上を目的としています。

主な支出は、9節旅費1万8,000円は、研修会参加旅費で、12節役務費8万円は、新採職員を中心とした車両運転技能講習受講手数料であります。

13節委託料22万円は、係長級以上を対象とした人事評価者研修委託料で、19節負担金、補助及び交付金7万2,000円は、研修参加負担金であります。財源内訳といたしましては、諸収入の三重県市町村振興協会からの助成金3万1,000円以外は、全て一般財源となります。

予算書に戻っていただきまして、55ページをごらん願います。

総務一般管理経費4,203万3,000円、前年度と比較しますと1,123万6,000円の減額となりますが、減額の主な要因は、会計年度任用職員制度に対応するシステム改修業務が増額となるものの、文書管理システムやグループウェア更新業務が30年度に完了したため、委託料で848万2,000円、備品購入で211万円の減額となったためであります。

主な支出といたしましては、8節報償費45万円、顧問弁護士に対する報償費であります。

11節需用費660万4,000円、条規類集等書籍の追録代、印刷用紙代、公用車ガソリン代、公用車の修繕料が主な支出となります。

次のページ、12節役務費425万4,000円、庁舎電話代等の通信運搬費のほか、説明欄のとおりであります。

13節委託料2,333万4,000円は、追録加除式であった条規類集をデータベース化するための委託料、公用車集中管理業務委託料ほか、人事給与、文書管理システムの保守委託料が主なもので、先ほど御説明しましたように、昨年度に文書管理システムの更新業務が完了したことにより、本年度委託料は848万2,000円の減額となりました。

14節使用料及び賃借料592万2,000円は、複合機使用料ほか、人事給与システム借上料、有料道路通行料が主な支出でございます。

18節備購入費144万1,000円、次のページになりますが、公用車1台の更新及び燃料費節約のため、近距離移動用として自転車5台の購入を予定しております。

次に、情報化推進事業 7,058万4,000円、前年度と比較しますと 309万4,000円の増額となります。

別紙主要施策の予算概要の 8 ページをごらん願います。

対象を市民及び職員として、計画的で効率的な行政運営を図るとともに、電子自治体の実現や個人情報の適切な管理を目的としています。

主な支出といたしましては、11 節需用費 11万3,000円、ネットワーク関連消耗品費が主なものであります。

12 節役務費 98万5,000円は、庁舎耐震工事により事務所の移動が必要となるため、該当課のネットワーク移動手数料が主なものであります。

13 節委託料 3,825万2,000円、庁内システムサポート保守、番号制度対応システム及び財務会計システムサポート保守委託料並びに新元号対応改修業務委託料が主な支出であります。

次に、14 節使用料及び賃借料 2,508万2,000円、インターネット財務会計システム、総合住民情報システム借上料のほか、パソコン 275 台のリース料が主な支出であります。

19 節負担金、補助及び交付金 615万2,000円、主な支出は、国と自治体をつなぐ中間サーバーの維持負担金 558万5,000円で、これは自治体の規模により負担金が算定されておりますが、本年度は 355万5,000円の増額となっております。これは、国のシステム機器の更新に伴い、地方公共団体の負担金が増額となったものであります。財源内訳といたしましては、基礎年金事務交付金が 105万7,000円、特別会計公営企業会計からのシステム利用負担金が 656万6,000円、その他が一般財源となります。

予算書に戻っていただきまして、60、61 ページをごらん願います。

情報公開 59万円は、情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会に関する経費で、主なものといたしましては、1 節の報酬 25万円、9 節の旅費 33万2,000円を計上いたしました。

次に、庁舎管理経費 2,300万円ですが、別冊の主要施策の予算概要の 9 ページをごらん願います。

対象を来庁する市民及び職員とし、来庁者の安全性、利便性確保と職場環境の維持を目的としています。

事業の内容といたしまして、ごらんのように、老朽化している庁舎の電気、水道代、修繕料ほか、警備業務等の支出が主なものとなりますが、31年度は、本庁舎

の清掃業務委託料、前年度予算 3 1 7 万 5 , 0 0 0 円をカットさせていただきました。

これは、昨年来、職員有志が始業前の時間を利用して、庁舎内外の清掃を実施していることなどから、職員全員で庁舎内外の清掃を実施することにより経費削減が図られると判断したものであります。

次のページの新規事業、本庁舎耐震事業 2 億 4 , 4 5 2 万 9 , 0 0 0 円は、南海トラフ地震の発生率が上がる中、来庁する市民、業務に従事する職員の安全確保と被災後の業務継続に必要な本庁舎の耐震化を目的としています。

事業の内容といたしましては、設計、施工を行う業者選定に係るプロポーザル審査に係る審査員報酬及び旅費が 1 1 万 4 , 0 0 0 円、業者募集に係る発注方式支援、地質調査業務委託料が 4 4 1 万 5 , 0 0 0 円、設計、施工工事の平成 3 1 年度分の上限額となる 2 億 4 , 0 0 0 万円であります。

財源内訳といたしましては、本庁舎耐震改修事業債が 2 億 4 , 4 4 0 万円、その他が一般財源となります。

資料の 8 ページをごらん願います。

本庁舎耐震改修工事支援業務委託のスケジュールがありますが、本市庁舎の耐震改修工事は、プロポーザル方式により設計、施工を一括して発注するための優先交渉者を選定するもので、本事業に対する設計、施工体制、実施方法、本事業に対する考え方等についての技術提案を求め、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを行い、8 月には業者を決定し、2 0 2 1 年 3 月の完成を予定しております。2 月 2 5 日に三重県建設技術センターと契約を締結し、現在、募集要項を策定しておるような段階にあります。技術センターとの協議を進め、4 月中旬ぐらいには実施要項の案を委員会のほうでお示しし、御説明させていただきたいと思っております。

それでは、予算書に戻っていただき、6 6、6 7 ページをごらん願います。

臨時職員経費 9 , 0 8 8 万 7 , 0 0 0 円、前年度と比較しますと 3 7 2 万 4 , 0 0 0 円の増額となりますが、これは新規採用職員の採用決定後に 2 名の普通退職者の申し出があったこと、あと、病気休職している職員の復職のめどが立っていないこと、さらに育児休業の申し出があること、そして、障害者雇用の法定定数を満たすことなどから、昨年度より 2 名多い 4 4 名の採用を予定しております。

次に、いじめ問題調査委員会費 1 7 万 1 , 0 0 0 円ですが、これは尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例によります尾鷲市いじめ問題調査委員会の委員報酬

と旅費であります。本委員会は、重大事態への対処として、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策会議を経て、学校、または学校設置者が行った調査に対して、再調査を弁護士や心理、福祉の専門家が行うものとなっています。

80、81ページをごらん願います。

8目公平委員会費、本年度予算額16万1,000円、主な支出といたしましては、3名の委員報酬、東海支部総会研修会出席旅費であります。本年度は、愛知県知多市での開催が予定されております。

続きまして、92、93ページをごらん願います。

14目諸費、本年度予算額902万円、前年度と比較して30万6,000円の減額となります。総務課分といたしましては、次のページにあります総務管理費負担金131万9,000円のうち8万3,000円で、三重県社会保険協会、三重県安全運転管理協議会、安全運転管理者講習会、紀北自家用車協会、三重県自治研究センター、平和首長会議の年会費支出であります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

9ページをごらん願います。

予算書9ページ、総務課分といたしまして、本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事で、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりであります。これは、上限額6億円の60%を計上させていただいております。

続きまして、選挙管理委員会ですが、予算書の32、33ページをごらん願います。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金5,398万円、選挙管理委員会分といたしましては、次のページの3節選挙費委託金2,700万1,000円で、参議院選挙委託金、三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙執行委託金が主なものであります。

104、105ページをごらん願います。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額109万円、前年度と比較して7万5,000円の増額となり、財源内訳は、在外選挙特別経費県委託金1,000円と一般財源が108万9,000円となります。

事務局経費109万円の主な支出は、1節報酬63万8,000円は、委員長初め4名の年額報酬で、9節旅費13万円は、本年度静岡県掛川市で開催される選管連合会東海支部総会出席旅費であります。

11節需用費19万7,000円は、選挙法令書籍の追録代が主なものであります。

次のページにまたがりますが、19節負担金、補助及び交付金11万円は、説明欄にありますように、所属する団体等に対する負担金支出であります。

次に、2目三重県知事選挙費、本年度予算額700万円、財源内訳は、全て県委託金となります。本予算につきましては、本年4月7日に予定している三重県知事選挙執行経費であります。4月1日以降の執行経費を計上させていただきました。

次のページをごらん願います。

3目三重県議会議員選挙費、本年度予算額300万円、財源内訳は全て県委託金であります。本予算につきましても、知事選挙と同日選挙を予定しています三重県議会議員選挙に係る経費で、知事選挙同様、4月1日以降の執行経費を計上させていただきました。

続きまして、4目参議院議員選挙費1,700万円、財源内訳は全て県委託金となります。本予算につきましては、本年7月28日に任期満了を迎える第25回参議院議員通常選挙に係る経費であります。

以上で、平成31年度当初予算の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　　ここで10分間休憩します。

(休憩　午後　2時31分)

(再開　午後　2時42分)

○南委員長　　休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

ただいまの当初と選管までの予算について、質疑のある方は。

○野田委員　　予算書の61ページのところで、庁舎等清掃業務委託料というので317万5,000円は、前年度計上されていたんだけど、今回はなしにしてという話を課長がされておったんですけども、この体制というのは、それにかわるものとしては、ビル管理等業務委託料、市庁舎等警備は関係ないですよ。ビル管理料と業務委託料にシフトしたような形になるんですか。

○下村総務課長　　清掃については職員がやるということで、ビル管理等業務委託料というのは、庁舎の空調、空気か何かの法的にやらねばならん調査費用です。

○野田委員　　非常にいいことだとか、大変だと思うんですけども、職員の方がこの分を負担して、清掃活動を定期的にやるということは本当に大変なことだ

と思うんですが、その中で、業者とは違う形でやりますので、清掃関係の体制というんですか、ただやっているというんじゃないで、やっぱりきちっとした形でやっ
ていこうとすると、それなりの課長がリーダーシップを発揮するのか、それとも担
当者の方をリーダーとしてやるのか、そこら辺の手が緩んでしまうというんですか、
そういうことはないかということをおちょっと心配するんですけども、いかがです
か。

○下村総務課長 従前から清掃業務で契約していない、例えば役所の正面玄関の
天井あたりの塗装の剥がれ等については、市長に注意されて業務終了後、何人かの
職員で清掃して塗装したというようなこともありますし、現在も毎日職員が朝10
分、15分をかけて庁舎内外、カウンターの清掃とか窓ふき、あとは庁外の落ち葉
等のごみ拾い等を実施しておりますので、全職員がかかわってやれば、たとえ毎日
でも少ない時間でもやっていけば十分できるものと思っております。

ただ、特殊な機材ですね、床掃除等のワックスがけ等については、庁舎の床も大
した床でもないですので、モップがけで十分対応できると思っております。

○野田委員 職員の方に大変力をまた入れてもらうような形になるものですから、
ひとつまたよろしくお願ひします。わかりました。

以上です。

○小川委員 清掃の部分は本当に申しわけないなというような思いもあるんです
けれども、一緒のページなので61ページなんですけど、庁舎管理経費のところの
委託料、去年よりも減っていますよね。さっきのもあって減っているんですけど
も、警備業務委託が去年よりふえていますよね。これはどういうことなのかなと思
いまして。

○下村総務課長 警備業務委託料につきましては、3年間契約ということで、こ
とし新たに債務負担行為をとって予算計上しましたので、先般入札のほうが実施さ
れまして、予算書には799万4,000円となっておりますが、契約額は675
万8,000円というふうになりました。

○小川委員 わかりました。

○三鬼（和）委員 予算書55ページの職員研修事業なんですけど、主要施策の
概要説明にもあるんですけど、ワンステップ研修であるとか中堅職員研修である
とか、マネジャーリーダー研修であるとか、人事評価制度のと、仕事の意味での研修
をかなり取り入れておって、当然役所という組織の中でしますから、必要な研修を
やっているんですけど、前からも指摘というか、お話しさせていただいたように、

メディカルヘルス的な研修も毎年入れるべきじゃ、これぐらい大変な業務の中で、いろいろ年数をかけて仕事も成就していくんだと思うんですけどという中では、どこかで人が一番肝心な、機械で仕事をしておるわけじゃないもんで、人が一番大事ということで、これまでに車の運転であるとか、そういったものも取り入れるべきという提案もさせていただいた経緯もあるんですけど、メディカルヘルスを取り入れて、気持ちをリフレッシュしていただいて、また次の仕事に取り組むというか、これも必要じゃないかなと思うんですけど、それらについてはどうなんですか。課長もそうなんですけど、互助会等もしますが、副市長とも両者の意見を聞きたいと思うんですけど。

○下村総務課長 平成29年からストレスチェックのほうも取り入れさせていただいております。そういった中の結果につきましては、各課ごとのストレスチェックの結果も出ており、各課において29年度、30年度と成績というのか、職員に対してのフォローが必要なことが各課で状況が出ておりますので、そういったものについては、保健師等産業医との協議を進める中、また、個人的にストレスの高い職員については、実際、産業医のほうに面談しておると。その面談の結果がまた総務課のほうに届きまして、総務の中でまた個別職員と面談しております。重篤な状況にあれば長期の休暇となることもありますので、その辺につきましては、保健師、担当課長と協議を進めていきたいと。また、委員さんから言われておるように、外部の委員さんみたいな方をというのも十分検討していかなければならないとは思っておりますが、この辺につきましても保健衛生ということで、保健師と現在協議を進めている状況であります。

ただ、質疑でもありましたが、職員研修経費につきましては、かなり削減させていただいております。ただ、職員研修を決しておろそかにするものではなく、目標も昨年の20%増ということで、職員の研修参加につきましては、ことしも500名を超えるというような状況になっております。

外部の高名な先生の講話や講演に感銘を受けたこともあるんですが、やはり上司や先輩の方々の失敗や成功の実体験に基づいた話が私自身も一番記憶に残っています。人は、聞いたことは忘れ、見たことは覚えています、やったことが身になるという体験というのが一番大事だと思います。経験7割、薫陶2割、研修1割という言葉もありますが、若い職員が先輩職員から仕事を引き継ぐ際には、公務に関する知識やスキル、職場での経験や勘に基づいて蓄積された暗黙知や心構えも一緒に引き継ぐということが一番大事だと思っておりますので、その辺を、現在、

職員も一般会計部門で172人とかなり減ってきました、係員の人員が二、三名という少人数職場も多くなってきましたので、上司や先輩職員の日々の業務の中で教育、指導することによって、若い職員が研さんに努め、成長していく形が最善じゃないかなというふうに思っております。

○三鬼（和）委員 十分わかりますし、以前にも大学の先生であるとか、福祉保健課も一緒になって、そういった研修のことも説明も受けているんですけど、いかせん行政という枠の中で、先輩のお話を聞いたりとかというの、行政の枠の中ということもありまして、現在、ITなんかはかなり発達してきておるし、民間なんかはどんどん変わってきた中で、行政もまた世の中の変わりとともに、仕事をしていかなんという中のギャップとかあつれきというのは、これは生じないということはないと思うんですね。そういった意味では、毎回毎回とは言いませんけど、社会労務士なんかの民間の企業なんかのそういった問題に取り組んでいる方と、民間の間ではこういう問題があるということもすることによって、井の中の外のことも確認しながら、職員も成長できるのではないかなと。財政が厳しい中で削減したというんですけど、やはり行政においては、特に人、人材そのものが財産というか、生産性を持っておられるということから、特に行政の中でおったら、行政の中のことしか知らなくて当たり前やと思うんですね。ただ、民間との乖離というのがどんどん進んでおるというのも確かやもんで、一遍検討していただきたい。その辺のことを、課長、副市長はどうなのか、伺いたいと思います。

○加藤市長 確かに研修というのは必要なんですね。必要とは常に感じています。じゃ、その研修をどういうふうな形でやっていくのか。委員おっしゃったような外部講師を招きながらやるということもいろんな手でしょうし、ただ、私、この1年間あれしたのは、働き方改革じゃないんですけれども、モチベーションアップというのですかね、仕事に対する。それは絶対必要だということで、じゃ、その中の市長、副市長の役割って何なのというようなことも一応考えていました。

副市長には、新入社員、あるいは若手研修の中でいろいろ話を聞いたり、こちらから話したりという、そういう研修会も今年度はやりました。

私のほうは、常に月に1回の三役、課長会議というので、いろいろと私なりの話をしたりしているんですけども、課長職とは常日ごろからはコンタクトはあります。しかし、係長職、要するに課長補佐、係長、主幹も含めて主査クラスまで、彼らのモチベーションを上げるためにどうしたらいいのかということで、私、今年度1週間ぐらいかけて、グループトークというの大体1時間から1時間半ぐらいかけ

て、仕事のモチベーションアップするためにみんながどういう考え方をしているのかということを取りながら、グループディスカッションをやっていて、最終的には市長としてのコメントを出すという、そういうことをやってきたんですね。だから、研修ということは確かに必要なんです。何のために必要なのかというのは、知識をアップ、要するに豊富にすることもあつし、仕事に対するモチベーションというのをどんどん上げていくと。その手段として、30年度に副市長は副市長の役割として、私は私の役割としてやってきました。当然、新年度になったら、また同じようなケースでやっていきたいとは思っているんですけども。

以上でございます。

- 三鬼（和）委員　市長、副市長が内部でやられておることは、いろんな機会にお話を聞いておるので、その部分はどんどんやってほしいなと思うんですけど、私が提案するのは、外部の、市長も私そのものであるんじゃないかということもあろうかと思うんですけど、世の中の移り変わりの中で、社会労務士なんかはメディカルヘルスということを中心に、最近、労務管理をやり出した。単なる三六協定のみじゃなくて、やり出した時代ですから、職員の方にも外のことも十分理解していただいて、行政職に戻すというのか、そういったこともやるという中では、あちこちの企業の実態を見てきた労務士なんかのこういった研修というのも生きるのではないかなと思うので提案させていただきました。一度考えていただきたいと思ひます。
- 濱中委員　予算書55ページの総務一般管理経費の中の旅費が皆減されていますけれども、その辺はどうなのかなというのが1点と、あと、59ページの情報化推進事業で、ほかの事業がほとんど絞り込まれている中で、これはプラスになっている部分なんですけれども、特に中間サーバー利用負担金なんかは倍以上になっているんですけども、中間サーバーの負担がふえていることあたりの御説明をお願いしたいんですけど。
- 下村総務課長　先に情報推進の中間サーバー利用負担金なんですけど、これ、説明が足らなかったと思うんですけど、中間サーバーは国と地方自治体をつなぐものでありまして、負担金につきましては、各自治体の規模により国が決定しております。今年度、前年度と比べまして355万5,000円の増額となったのは、国の機器の更新があつて、今回、尾鷲市の配分が558万5,000円となったということで、情報化推進事業は、前年度と比べまして309万4,000円の増額、唯一増額になったものなんですけど、その増額の主な原因が中間サーバーの負担金が上がつたと

いうことでございます。

旅費につきましては、昨年、庁舎の耐震に伴って、岩手県紫波町のほうへ視察へ行く予定で予算計上させていただきました。結局、耐震補強とで紫波町への出席は取りやめたということで、通常この科目には予算がなくて、30年度だけ予算計上したというものでございます。

○濱中委員　　そうしたら、さっきの旅費のことはわかりました。

中間サーバーに関しては、国のシステム改修というか、変わったことによって市に負担が求められるということですが、これは財源的には、じゃ、市が持つて下さいねということなんですね。

もう一点、65ページの耐震事業のことなんですが、これ、私、何度も何度も重ねて聞いて申しわけないんですけども、このまま躯体が古いままで耐震をやっていくということは、どうしてもその中に通っているもの、いろんな配線、配管なんか触らなかつたら、やっぱりランニングコストはかさんできますよねという中で、更新しなければどんどん古くなっていくので、かかりますよということでしたけれども、更新するかしないかというのがどの段階で決定されるのか。もし更新をしなければならなくなったときに財源の確保ができるのかというあたりを見通しがあればお聞かせいただきたいんですけども。

○下村総務課長　　あくまでも今回の予算計上は、耐震補強のみということでございます。

ただ、前々から言っておりますように、築57年という古い施設でありますし、耐震補強に絡められて、例えば給排水をできるのであれば、そのように持っていきたいと。ただ、今回、緊急防災減災事業債を20年間の借り入れでいきますので、20年間、この庁舎をもたさなければならないと。20年間のうちに大きな改修をするのであれば、この際やったほうがいいのかという御意見もありますし、その他耐震改修に絡められて改修ができれば一番ありがたいんですが、それ以外に改修を行うのであれば、今、公共施設等基金が1億強ありますので、それを担保にどの程度できるかと。また、過疎債等の活用が可能であればというようなことも議会で検討願えればというふうに考えております。

○濱中委員　　内部にあるものの判断がつけるのはどの段階なのかなというのが気になります。この際という形がとれるのかどうかは、やっぱり触る前に決めるべきなんやろうなという気がするんですけども、どの判断によってそれを決めるのか、そのタイミングがどこなのかということをお聞かせいただきたいん

ですけど。

- 下村総務課長 前々から言っていますように、この際というのをどれだけ縮めるかによって経費の削減が図れるということでございますので、業者が決定し、耐震改修に絡められて、ここまでならできるということであれば、耐震改修の経費の中でおさめていただく。それと、工期の問題が当然出てきますので、工期内にここまでであればできるといようなことが業者さんのほうから提案が出てくるものと思っております。
- 三鬼（和）委員 関連してなんですけど、先ほど公共施設等基金という1億1,868万7,000円かな。こういう説明というか、話が出てきたんですけど、庁舎の耐震ですか。これは起債もして、主たるのは理解できます。今のことを踏まえると、都市計画のほうでは対象にはならないんですか、それこそ。どうなんですか。
- 下村総務課長 都市計画の中で尾鷲市役所の場合は、現在のところ認定というような……。
- 三鬼（和）委員 現在は認定はされていませんが、そういうのを県に打診するとか、そういったことで、この際、補強するとき、将来的にも、具体的にはエレベーター等も含めてでも、そういった整備をしておくという段階で、こういう都市計画事業には、設置案には入らないのか入るのかという打診はしたんですか、していないんですか。
- 下村総務課長 ちょっと記憶は定かじゃないんですが、病院はたしかあったように思うんですが、庁舎はちょっと私、見ていないように思います。
- 奥田委員 今の話の関連なんですけど、主要施策の予算概要でいうと10ページ、本庁舎耐震事業、予算書でいうと64、65ページ、債務負担のことがありますので、予算書でいうと9ページ、6億円ということで上がってきておるんですけど、先ほど議論もありましたけど、この前も議論ありましたが、浄化槽とかエレベーターとか壁を直すとか、この6億円というのは、以前も総務課長が説明されたように、壁1枚を直すのは入っていないと。耐震補強の部分だけですよということをおっしゃって、それ以外の予算は、先ほども言われたけれども、議会で検討してもらったらいいたと。都合のいいときだけ議会で検討してくれと言うんですよね。この前も、僕、財政課へ聞きに行ったら、財政課のほうは、これ以上のことは考えていないと。これ以上は無理ですという話を課長がしていたんですけど、でも出てくるでしょうと。この前も楠委員が一般質問やったか質疑やったかで言われておったけれども、いろんなことを考えていくと6億でおさまませんよね。8億か11億と

か、いっていくんじゃないかなという気がするんですけど、それを議会で検討したらどうですかと、そういう無責任なことを課長は言われるんですけど、その辺のところはしっかり議論しておかないと、57年たっていますからね。耐震補強だけして、地震が来たらほかのところはやられて、鉄骨だけ残るといような冗談で言う市民の方もいらっしゃいますけど、壁が落ちたりとか、そういうこともあるので、そういうのを補強するんだと言うかもしれないけれども、57年たっておって、あと20年もたせるって、その部分で6億以上かかってくるでしょう。その辺のところをよく考えないと、この予算は出てきていますから、このまま突っ走るといことでしょうか。そのことが非常に僕は。というのは、災害における防災拠点となる施設は優先順位が高いんだという市政報告でもされたんやけれども、ただ、僕、以前も話した熊本へ行ったときに、宇土市役所、益城町の役場、全然使えませんでしたよ。でも、宇土市は、近くの体育館でやっていました、業務を。益城町は、すぐ近くの公民館で業務をやっておって、この間にプレハブを建てていました。僕はそのときに言ったけど、データがあればいいですよ。データはどうですかと確認したら、それは防災センターに残っているところなので、僕はデータだけ残ったらいいと思うんですよ。それをきちっとしておれば、どこが建物が使えるかわかりませんから、使えるところでやったらええと思う、データが残れば。防災センターは、大丈夫という仮定のもとだけれども、大丈夫なんですよ。耐震ができていいうことで、高台やし、大丈夫ということ。

データが残っていればどこでもいいんですよ。だから、そういう意味で、今回、この予算、さっきの財政課の説明でもあったけれども、資料にもあったけど、自主防災会の予算なんか、252万ありましたでしょう。あれが半分になっておるんですね。126万になっておるんですよ。びっくりしたけれども。防災関係は8割ぐらいカットされておるでしょう。そういうふうな状況の中で、市役所だけ6億かける。それ以上またかかるかもしれんよという、市民の方々が本当に納得するのかなと思って、自主防災会もどんどん減らしていく。避難所はちゃんと整備してよという意見も結構あるし、避難路だって、年間30万ぐらいずつやっておるじゃないですか。僕、何回も言ったよ。賀田なんかも7年ぐらいかけてやるんですよ。早やってやればいいのに、避難路。その辺の市民の方への説明って、大丈夫ですか。

○下村総務課長 庁舎の耐震補強につきましては、現状の尾鷲市の状況の中で、緊急防災減災事業債を活用し、耐震補強するのがベストであるというふうな説明をさせていただきました。それに伴って、12月、1月に臨時会を開いていただいて、

今回、当初予算に計上させていただいたものであります。

- 奥田委員　　補強がベストだということだけど、僕何回も言うけど、市長は去年の3月の、危ないところだけでも移したらどうですかという話をしたら、それは奥田委員、いい考えですね、いい考えですねと賛同していただいたんやけれども、すぐやりますよ、すぐやりますよと言いながら、舌の根も乾かんうちに耐震診断したので、耐震補強しますということでもろっと変わったんですけど、それがベストと考えるんだけど、ただ、僕は市民の理解が、かなり言われていますよ、市民の方々。本当に6億、この財政難の中で、さらにもっとかかるでしょう、これ。納得してもらえるんですかね、自主防災会の予算も半分にして、126万にしたって、納得してもらえますかね。
- 下村総務課長　　毎年、自治連合会や老人クラブ等の会合等の中にも市役所の耐震化は何とかしてもらえないかというような意見も毎年のように出ておりますので、私どもも、今まで議会でもこのままでいいのかというようなことを再三皆さんと協議を進めてきた中で、それは新築するのがベストだとは思いますが、尾鷲市の財源を考えれば、耐震補強が財源的にも、また耐震診断の結果でも耐震補強でもつという結果に至ったということで、今回、当初予算に計上させていただいたものでございます。
- 仲委員　　主要施策10ページですけど、この中で、本庁舎耐震改修事業債が2億4,440万と、ほぼ委託料と工事請負費が耐震改修事業債になっておるんですけど、前に聞いたときは、緊急防災減災対策債という話がありまして、もちろんこの2億4,000万と、それから債務負担行為で3億6,000万、大体合わせて6億ぐらいなんですけど、それでいくと2億4,440万は防災減災対策債なのかということと、債務負担行為の3億6,000万もそうなのかということ。あと、交付税算入率ですね。それがちょっと確認したいんですけど。
- 下村総務課長　　全て緊急防災減災事業債でございまして、100%充当の70%交付税措置というものでございます。
ただし、前から言っていますように、平成であれば32年度までということになっております。
- 仲委員　　100%充当で、単独な分は除いたとしても、ほとんど100%近い起債を受けると。その後で、後年度負担で70%、交付税算入するというのであれば、逆にほかの都市計画とか、そういう財源を使わなくても、これを起債で全部したほうが実際は得だということになりますね。

そうやもんで、ここのほうをきっちりと……。

(「権限だとか、そんなことは言っていない」と呼ぶ者あり)

○仲委員 僕はあなたのことを言ってへんでね。

○南委員長 やりとりはやめてください。

○仲委員 そういうことやもんで、きっちりと事業債が充当できるような識見の中で業者と打ち合わせした中で設計をしていただきたいと。

もう一つ確認ですけど、募集要項が作成されて、その際には常任委員会に示されるということですね。それでよろしいですか。

○下村総務課長 先ほど言いましたように、先月25日に三重県の建設技術センターと契約締結させていただきまして、現在、耐震改修事業、プロポーザルの応募要領というのを策定しております。この中では、事業内容、契約期間、契約限度額、建物の構造や実施設計業務の要件、改修工事業務の要件、プロポーザルのスケジュール、参加者の資格要件等を入れまして、募集にかかるということになりますので、要領ができ次第、案のままだとは思いますが、案の段階でまた委員会のほうへ御説明させていただきたいと考えております。

○野田委員 2点あります。先ほど三鬼委員が言われておった都市計画事業基金を、エレベーターとか耐震化とは別に、そういうことというのはできるかどうかという部分は、また確認していただければなど。使う使わんは別として、一つの選択肢としてできるのであれば、確認しても問題はないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○藤吉副市長 現在の都市計画の施設の中に市庁舎は入っていませんので、そもそもマスタープランから変えていかなきゃいけないことになりますので、間に合わないという格好になります。

○南委員長 わかりました。

○野田委員 もう一点は、先ほど課長のほうが、職員研修のところ、上司が指導する体制となればということでは言われていた。いいことだと思んですが、研修というか、育成方法というのは、どのような形でやられるんですか。というのは、ペーパーに落とし込んだ半年とか1年の人材育成の計画の中でやられていくのか、ただ口頭で指導していくのか、そこら辺はどのような形でやられるのかということをお聞きしたいんですが。

○下村総務課長 本市では、人材育成基本方針がありまして、27年4月に改定しておるんですが、尾鷲市人材育成基本方針にのっとって、職員の人材育成に努め

るとともに、また、昨年策定しましたOJT推進マニュアルを各課に置いて、またいろいろ活用しながら、職場内研修を積んでいくということとしております。

また、総務課主催で、今年度で31本の研修を実施しております、2月末で502名の参加を得ておるといような研修を実施しております。大体年間総務課だけの研修でも30本前後ありますので、それ以外に職場内研修を積んでいただくということになります。

また、職員派遣、いわゆる人事交流等について、現在も三重県の公社に2名、建設部に1名、本庁の総務部に1名、後期高齢に1名と、広域行政にも行っており、そういう職員人事交流の中でも職員研修は積んでいけるものと思っております。

○野田委員 先ほどの話の中に、OJTというのは一つの重要な柱になると思うんですけども、例えば1年間でしたら、職員の方も少なくなる中で、1人3役とか4役と仕事をこなさなければならない能力を高めていただくという部分が出てくると思うんですよ。ですが、そういうアクションプランの中で、人材育成の。職員の1人3役とか4役とかというような目標を掲げて、それをどれだけできたかというような形の実のある部分をチェックしていくとか、考えていくということも重要かと思いますが、その点、副市長、どうですか。

○藤吉副市長 OJT研修とか、職場内の研修というのは非常に重要だというふうに私も認識しております。尾鷲市の中でも若手の職員がちゃんと先輩について研修もさせて見えていますし、私、以前におりました職場の中でも、先輩職員がずっと若手を半年間の試用期間はしっかり面倒を見て、その中で日記もつけて、どんな研修をしたかということもやっていますので、そういったOJT研修については今もやっていますし、今後さらに充実させていくような形で見守っていききたいなど、こんなふうに考えます。

○下村総務課長 それと、人事評価の関係で、各課長が各組織目標を設定します。その組織目標の設定をもとに、各課の職員が個人目標を設定するわけなんです。この個人目標に向けて所属長とのヒアリングを行い、中間、期末というように人事評価の中で人材育成につなげていくという形を尾鷲市はとっております。

○奥田委員 くどいようだけど、もう一回、耐震の計画なんですけど、一言だけ済みません。

課長は、32年度までに緊急防災減災事業債かな、有利な起債があるので、いまやらないといけないという、それを盾にしておるわけなんですけど、それはよくわかります。だったら、もっと早く議論する場があってもよかったと思うんですよ。

ぎりぎりになって、僕は33年度以降も同じような起債はあると思うんですけど、この時期になっても議論できないような状況で耐震補強、もうないんですよって予算も上げてくる。あと、壁を直したり、屋根を直したりとか浄化槽を直したり、それは一般財源でやらなあかんですよ。そういうのは議会で検討してもらったらいんですという、非常に無責任ですよ。もっと要りますよ、一般財源で出てくるやつ、結構出てくるんじゃないですか、これから。それも財政は無理だと僕はこの前聞きましたけど、そこは考えていませんというもので、考えていないことないでしょう。絶対出てきますよという話をしたんですけど、そういうやり方というのは、僕はちょっと改めてほしいなという気はするんですけど。というのは、財政が豊かなら言いませんよ。でも、この財政難の中で、人口も減ってくる。僕は分庁形式でいいんじゃないかなと。あいているところはどんどんあいてくるので、今これをやってしまうと、財政が非常に厳しい中で、幾ら有利な起債と云って、借金ですからね。これは非常に大変な。

7割算入と云って、この前も言ったけど、計算上のものですから、掛け率があるわけですから、その掛け率がどうなるかわかりませんからね、これも。だから、その辺のところを僕は手続をきちっとしてほしいということだけ、ちょっと苦言を呈しておきます。

○下村総務課長 被災後、短期間の間、分庁方式をとるために、私どもも熊本地震があった際に、いろいろ分庁できるような施設をお借りするプランを提示させていただきましたが、恒久的というわけではないんですが、10年以上分庁を続けるというのは非常に非効率でありますし、住民の方にもかえって迷惑をかける。やはり行政の施設は集約したほうが効率的であり、経費的にも随分助かるものと思いき、今回、耐震補強でお願いしたいということをお願いしておるところでございます。

○奥田委員 だったら、もうちょっと規模とかも、全部これをやるんじゃないかと考えるべきやと思うし、全体的なことを考えてやってくださいよ。もうちょっと僕は時間をかけてもいいんじゃないかなと。急がないかんけど、これも。だから、僕は危ないところだけを、まず住民の方、市民の方が来られる窓口のところだけ、とりあえず先にきちっとして、それから、市役所の耐震をきちっと考えたらどうですかということをお願いしたけれども、やっぱり全体を考えるべきじゃないですか。これは、ちょっと僕はなかなか、ちゃんと考えたんですかね、これでいいのかなという気はしてならないですけど。

○下村総務課長 本庁舎の一部だけ耐震補強せよということでしょうか。

○奥田委員　　そういうことも含めて、僕は耐震補強せいとは言っていないよ、僕は耐震補強は反対ですからね。僕は分庁したらええと思っておるもんで、今。

だから、トータル的に耐震補強をやるんやったら、壁とか浄化槽とかの話も出ておるわけでしょう。これ、一般財源でやらなあかんやないですか。どこまで耐震補強をやるのかということも、人口減の中で、市役所のこの規模がいいのか、あいておる部屋も結構あるじゃないですか。あいておるといって怒られるけれども。

そういうことも含めて考えたほうがいじゃないかという意味ですよ。わかるかな。まあいいです。

○濱中委員　　私は、分庁方式はちょっと反対なんですけれども、でも、これだけの2億というお金を今から採否をとっていかんなん中で話し合うには、私ももうちょっと議論が欲しいなと思って、もう少しこれを聞かせてほしいんですけれども、前回、勉強会の中で費用見込みを出されたときに、そのときに私は気づいていなくて申しわけなかったんですけれども、そのときにいただいた資料を今見てよろしいですか。発信しますね。

このときに新築案で出された広さって、現行の広さそのままを置きかえておるんやなかったかなと思うんですけれども、どうでしょうか。この4,520平米余り。

先ほども職員の関係の話聞いていますと、庁舎が建ったころのピークから考えると、職員は半分になっていますよとか、人口も減っていますよという中でいくと、恐らく3階建てのこの広さが本当に要るのかどうかの議論というのがどうやったのかなというのが気になることが1点と、それから、これだけの広さをするんやったら、これは教育委員会とか全部集約してこれだけですよという意味でしょうけど、それにしてもこの広さが必要なのかなとか、エレベーターもつけられんような庁舎やったら、2階建てでええんやないかなとか、そういった議論がどういうふうにして進んだのかなというのが改めて気になるなと思うのと、先ほどのように、じゃ、業者が決まりました、この庁舎を耐震するに当たって、設計をする前の調査をしたら、やっぱり配管であるとか配線というあたりのものが要りますよ。やっぱり壁も塗り返しが必要ですよとなるときに、6億でおさまらん費用が幾らなのかということもある程度シミュレーションしてもらって前へ進むということが、後に禍根を残さんためのやり方ではないのかなと思うのが気になるころなんです。やはり私も東北の後を見せてもらったときに、建物に入った壁のクラックなんかは、10年使うには問題がありますというふうな、公共施設を、聞かせてもらったこともあるので、ちょっとそのあたりも気になっております。なので、広さのシミュレーショ

ンに関しては、新しくした場合は、今と同じだけの広さが要るのかどうかの議論ってどうやったのかをまず聞かせていただきたいですけれども。

○下村総務課長 庁舎の広さ、職員数は減ってきたというものの、書庫の数がその分書類もふえてきておると。これから電子化されていくものとは思いますが、過去のものもあります。それと、OA機器が当時と比べて随分ふえております。それと、会議室が本庁の場合、地下と2階にあるだけで、あとは3階のこの委員会室しかないということで、やはり会議室も必要になってくる。それと、教育委員会をできたらこちらへ持っていきたいという気持ちがありました。

○濱中委員 あともう一点なんですけれども、これは改めてもう一遍重ねての質問になりますけれども、緊急防災減災事業債が有利であるということに関しては、新築にはこれは対象とはなっていないということをもう一遍確認させてください。

○下村総務課長 あくまでも耐震補強のみということでございます。

○濱中委員 ありがとうございます。

あと、壁の化粧であるとか、トイレを近代化するものであるとか、そういったあたりの分をした場合、幾らぐらい要るかというシミュレーションはされていないですか。

○下村総務課長 あくまでも耐震補強のみでございます。

○濱中委員 だから、お試しとして、本当にこれは昭和の建物ですから、トイレをとっても、給湯をとっても、すごく我慢をしながら使っている部分があると思うんですけれども、そのあたりをもう少し使い勝手のええものにした場合のシミュレーションはしませんでしたかということです。

○下村総務課長 基本設計を実施しておりませんので、例えばトイレの改修といいますが、全て露出でいいというようなピンキリですので、スペースを広げるといようなこと、どの程度までということがシミュレーションできませんので、それはシミュレーションはしていません。

○三鬼（和）委員 副市長にもう一度確認するんですけど、前の勉強会で100%起債で7割返ってくるというのは聞いた上で都市計画税を言ったんですけど、起債の返済、新たに起債ができるわけで、私は財政が心配だから、都市計画に入れるべきじゃないのかと。都市計画税で3割の合う部分を将来的にも払えたらいいわけじゃないですか。そういったことを、新たに今、予算を組んでおる以上に、また起債の分の3割分だけ払わんなので、一旦全額を払っていかんなんと思うんですけど、交付金で入ってきて、3割は少ない中で入ってくるわけですから、そうい

った財政的な意味合いも含めて、都市計画税もこういった申請をしないのかと、都市マスで検討しないのかと言ったんですけど、どうなんですか。

○南委員長　　もう一度。

○藤吉副市長　　今回の耐震補強につきましては、緊急防災減災事業債を使いますので、これについて活用の期限がございますので、それを見ると、とてもじゃないけど、今、都市マスタープランを改定して含めるということは時間的にも無理じゃないかということで判断しております。

○高村委員　　1点だけやけど、やっぱり我々は、尾鷲市をよくするためにやっておるんです。みんなそれはわかっておるんです。

それやで、30年後ぐらいになったらどんな尾鷲市になるであろうかというのを考えていかなあかんもんで、やはり新築という考えの場合はどうしたらええか。4億現金やったら、（聴取不能）どうしたらええか。銀行に頭を下げて貸してもらおうとか、そういうようなことはできるんじゃないかといういろいろなことを考えて、一番いい方法を今考えなあかんと思うんです。

それで、今考えた結果、課長が言うには金がないということが出てきたので、金がなかった場合にはどうしたらええかというのを、一押さえ頭を考えてもらったら、何かええ方法が出ると思うんですけど、どうやろう。

○南委員長　　庁舎の耐震については、皆さんの個人的にはいろんな御意見があると思うんですけども、一応尾鷲市の方向づけとしたら、やはり耐震補強ができるという判断ができたということで、有利な緊急防災減災を使うということで、今回も予算が計上されておるということでございますので、ある意味では、戻る話じゃなしに、むしろ耐震補強のみじゃなしに、もっと恐らく整理もしていかなあかんと思うんですね、追従して。その経過の中で、だから、今回、総務課長が4月に募集要項の案ができたなら、委員会のほうにもお示しするというお話があるし、例えばトイレなんかどうするの、エレベーターなんかどうするのというような意見が出た場合は、やはりタイムリミットがあると思うんですね。プロポーザルの最終的に入るまでに。できる限りそういったことは議会と相談して進めていきたいという考え方でございますので、ある程度はの御理解をお願いしたいと思います。

○村田委員　　委員長がさっきおまとめいただいた後で発言申し上げるのは悪いんですが、私も当初予算の2億円も出てきているんですから、やろうという方針で。これまで総務課長は、耐震工事について、新築にするのか分庁方式にするのか、あるいは耐震工事にするのかということを議会にも投げかけて、議会の中で審議をし

ておるんですね。そういう結果、出してきておるんですから、今、これはどうなんだ、ああなんだということは私はおかしいんじゃないかなど。いわゆる耐震に付随をして、今言っておったトイレとかいうものについては、これはまた行政として考えていかなくはなりませんけれども、6億円の上限というんですから、どれだけでできるかわかりませんけれども、ひょっとしたらその差額で何とかなるかもわからんけれども、そういう部品についてはだめですよということになるかもわかりませんけれども、とにかくにも耐震をするということで2億円出してきておるんですから、私は後戻りして議論をするのはいかがなものかと思う。ですから、それをやられるんなら、委員長がもっとこの耐震について何回もここで議論の場を開いてやってなければいけないということに結果的になるんです。そういうことを言うならね。だから、今ここまで進んできておるから、これはこれで反対する人はすればいいし、最終的には結論出るんですから、賛成する人はすればいいんですから、ちょっと戻って、どうだこうだどうだこうだというのは、そこら辺は、委員長、整理していただきたいと私は思いますよ。

○南委員長　　だから、今回、先ほどお話しさせたように、一応耐震補強でいくという方向が示されておりますので、予算が上がってきたということで、最終的には判断は各個人の判断だと思います。

また、もし耐震事業について、募集要項が出ない段階でどうのこうのというわけじゃないですけども、募集要項が出て、ある程度の細かい部分まで委員会で議論できるようになれば、いつでも委員会は開く用意がありますので、そのあたりで御理解を賜りたいと思います。

○楠委員　　いろいろお話、皆さんでされている意見、当然、別にいいわいいわと思うわけで、前回、担当課のほうからやりたいという報告を受けたときにいろんな意見が出ましたよね。その意見に対して、こうですという紙も何も出ていないで、話をただで予算つけます。4割、6割という話は、普通は筋が通らないですよ。賛成とか反対の意見じゃなくて、そういう細かい意見が出ていますよね。

○下村総務課長　　委員会の資料のことでしょうか。

○楠委員　　委員会の資料をもって、期限がある中で耐震補強したいという中で、いろいろ担当課のほうから説明があって、それに対して、各委員さんが、こういう場合どうなんだろう、こういう場合どうなんだろうという意見が出ていますよね。その意見について、整理されたものが出ていないで、新年度予算なのでよろしくお願ひしますというのはどうなんですかということです。

- 下村総務課長　　まず、もとへ戻るんですが、10月に耐震整備計画の計画案を何点か示させていただいて、メリット、デメリットを御説明させていただきました。これに伴って、12月に耐震補強でいきたいということで、耐震補強に対する説明を12月の委員会でさせていただくということで、工程表、それと予算、上限額、6億円の算定ということをお説明させていただいたんですけど。
- 楠委員　　言いたいのは、そういう細かいところの意見が出たところについて、こういうような考え方というものをちゃんと整理されたものが出ているんじゃないんですけど、ただ、積み上げただけで、こういう予算書に出てくること自体が問題なので、私は前から言っているじゃないですか。予算に限らず、途中のプロセスが抜けているんですよ。自分たちのやりたいことだけどんどん積み上げて、こうしました、こういうふうを考えていくとか、しっかりしたそういうものを足した上で議論できるようにしておかないと、今みたいな話になっちゃうんじゃないですか。
- 南委員長　　実は、今回、当初予算の審査に当たりまして、総務課長と資料の提出について打ち合わせをさせていただきました結果、できたら技術センターの方に出席してもらったらどうですかというような投げかけをしたんですけども、実際、募集要項がまだできていないということでございましたので、ある程度の募集要項が固まり次第、委員会のほうへお示ししていただこうかということで一応お話し合いしておりますので、できた段階では必ず委員会のほうへお示しさせていただきます。
- 楠委員　　それで、スケジュールのところなんですけど、審査会の中でいろいろ作業を進めていくというスタイルになっているんですけど、審査会の設置要項とか、そういうのは素案ができていんでしょうかね。
- 下村総務課長　　策定中です。先ほど言いましたように、2月25日に契約を締結したところでありますので、技術センターさん、あすも来庁されるということで、まだまだ素案の段階でございますので、4月には説明できると思っております。
- 南委員長　　それじゃ、当初についてはもうよろしいですか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 南委員長　　その他の報告はありませんね。
- （「はい」と呼ぶ者あり）
- 南委員長　　それじゃ、総務課の審査を終わり……。
- 簡潔に。
- 奥田委員　　その他で2点ほど。

一つは、先ほど掃除を自分たちでやるという話がありましたよね。それはいいことだと思うんですけど、あそこの壁画、体育館の横の壁、汚いじゃないですか。あれ、市民の方がかなり言っているんですよ。以前、壁画を描いて、今汚いでしょう。おもてなし条例もある中で、あれ、一度検討してもらえませんか。僕らも出席しても構わないので、休みの日に来て掃除するとか。一回、総務で考えてもらえないですかね。

それともう一点、さっき市長の退職金の話をしましたけど、今のままでいいという回答でしたっけ、どういう回答でしたっけね。僕、期末手当を減額されたのは評価しますが、退職金って大きいじゃないですか、三役の。三役だけで4年間で3,500万ぐらいあるんですよ。僕は、職員の退職金は減らせとは言いませんけれども、なくすというのか。やっぱり三役ぐらいはやってもいいんじゃないかなと思っておるんですけど、その辺、市長はどう考えていますか。その2点。

○加藤市長 常任委員会でもまだそんなことは一切考えておりません。

○南委員長 これで審査を終わります。

○奥田委員 掃除は考えてください。

○南委員長 壁のほうな。

○奥田委員 そうそう。

○南委員長 壁のほうは消防で打ってもらうかな。

休憩します。

(休憩 午後 3時41分)

(再開 午後 3時49分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、政策調整課のほうに入ってくださいました。

会議は4時を回ると予測できますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、補正と当初の議案の説明をお願いいたします。

○大和政策調整課長 政策調整課です。よろしく願いいたします。

それでは、行政常任委員会進行表に沿って説明させていただきます。

最初に、議案第21号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決のうち、政策調整課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

平成30年度尾鷲市一般会計補正予算書及び予算説明書の26ページ、27ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目企画費につきましては、今年度に発生いたしました基金運用収入 2 万 1,000 円の充当したことによる財源更正であります。

続きまして、議案第 15 号、平成 31 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、政策調整課に係る予算について御説明いたします。

なお、説明に当たりましては、予算書、主要施策の予算概要及び政策調整課資料をあわせて説明させていただきます。

それでは、予算書の 26、27 ページをごらんください。

まず、歳入についてでございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金ですが、27 ページの 1 節総務費国庫補助金 936 万 7,000 円のうち、当課に係る分は、説明欄の地域公共交通確保維持改善事業費補助金 143 万 1,000 円、これはコミュニティバス尾鷲地区、須賀利地区に対する補助金であります。

なお、ハラソ線、八鬼山線は、事業者へ直接交付されることとなっております。

次に、4 行目の地方創生推進交付金は 389 万 9,000 円で、このうち当課の定住移住促進事業に 54 万 3,000 円が充当されます。その他の交付金事業につきましては、各課から説明があると思われます。

次に、30 ページをごらんください。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金です。このうち 31 ページの 1 節総務費補助金 165 万 7,000 円のうち、三重県南部地域活性化事業補助金 49 万 9,000 円は、本市と南伊勢町の連携事業で、地域留学プロジェクトにおいて、短期から中期留学という形で、この地域の働き方やライフスタイルを実体験できるプログラムをつくり、地域の暮らしや仕事の興味のある方と本市をつなぐ体験メニュー、地域インターンとして広く学生から社会人まで広く受け付けて、定住移住を目的とした事業でございます。

また、移住定住のための空き家リノベーション支援事業補助金 100 万円につきましては、県が県外から移住促進のために設立した制度であり、歳出の空き家リノベーション補助金に充当するものでございます。

次に、32、33 ページをごらんください。

同じく県支出金の 3 項委託金、1 目総務費委託金でございます。このうち 35 ページの 4 節統計調査費委託金 228 万 7,000 円は、指定統計調査 8 件で、全国消費実態調査交付金 74 万 7,000 円、農林業センサス交付金 63 万 4,000 円が主な委託金でございます。

次ページをごらんください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金1億2,000万円は、過去の収入実績を勘案し、ふるさと応援寄附金として計上したものであります。

次に、40、41ページをごらんください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入1,955万6,000円のうち、43ページをごらんいただきますと、説明欄中ほどの広告事業収入6万円、これは広報おわせに掲載する企業広告料として、1件1万円として6件分を計上しております。

以上が当課に係る歳入の説明でございます。

次に、歳出でございます。

予算書の62、63ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中で、まず、63ページの秘書事務経費297万9,000円であります。前年度予算額と比較して70万円の減額であります。減額の主な要因は、9節旅費、10節交際費で70万円を削減しております。内訳の主なものは、都市圏への要望活動等を初め各地で開催される尾鷲高校鷲友会、三重県人会や東海市長会などへの出席の旅費148万2,000円ほか、交際費が60万円、以下需用費、役務費、使用料及び賃借料、市長会等への負担金が主な経費でございます。

次に、65から67ページにわたります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、ふるさと納税事業6,443万1,000円であります。前年度予算額と比較しまして846万4,000円の増額であります。増額の主な要因は、目標寄附金に対するための返礼品費用増額や寄附金増大のための各種経費の増額であります。内訳としましては、9節旅費21万2,000円、市外でのPR活動のための一般旅費で、各地で開催される尾鷲高校鷲友会、三重テラスなどでの都市部でのPRを行う活動の参加旅費でございます。

次に、11節需用費23万4,000円は、ふるさと納税PR用記念品等に係る消耗品費などであります。

次に、12節役務費602万5,000円は、通信運搬費やふるさと納税指定代理納付手数料などであり、ふるさとチョイスに加え、新たなポータルサイト、楽天基本プランを追加し、寄附金の増加を目指すものであります。

次に、13節委託料5,760万円は、返礼品の調達等に係る委託料であります。費用の積算につきましては、寄附金の48%で積算しております。

次に、14節使用料及び賃借料36万円は、ふるさと納税管理システムのサーバー使用料であります。

ここで、ふるさと納税事業について主要施策の予算概要により担当から詳細を説明させていただきます。

○西村政策調整課主幹兼係長 それでは、主要施策の予算概要の11ページをごらんください。

ふるさと納税事業について説明させていただきます。

事業の目的としましては、尾鷲市が応援したい地域、魅力ある地域として情報発信を行うことにより、本市を知るきっかけをつくり、さらにふるさと納税の寄附増加を促進し、健全な行政運営につなげてまいります。

事業内容としましては、ポータルサイトや寄附拡大キャンペーンを通じてふるさと納税PRを行い、本市の魅力を発信していきます。主な事業予算としましては、委託料5,760万円、役務費602万5,000円です。財源内訳は6,443万1,000円で、全て一般財源でございます。

以上でふるさと納税事業の内容説明を終わらせていただきます。

○大和政策調整課長 予算書の67ページにお戻りください。通知いたします。

次に、2目文書広報費は1,316万7,000円で、財源内訳は、その他が総務費雑入、広告事業収入の6万円、一般財源が1,310万7,000円でございます。

67ページをごらんいただきますと、広報等発行事業1,316万7,000円、内訳の主なものは、需用費の印刷製本費604万2,000円は、広報おわせ、月1万3,000部の印刷代、69ページの役務費、広報配布手数料470万4,000円、委託料は44万円で、ホームページ更新に伴い経費で、必要最小限の更新となっております。

使用料及び賃借料のホームページに係るクラウドシステム利用料が131万5,000円が主なものでございます。

なお、クラウドシステム利用料につきましては、予算書9ページの第2表債務負担行為に期間を2020年度から2024年度までの5年間、限度額を571万5,000円として計上しております。

次に、次ページ、70ページをごらんください。

5目企画費でございます。本年度予算額が1億825万円で、前年度に比べて1,

755万9,000円の減額で、第三セクター伊勢鉄道株式会社の経営継続の基盤となる行政の支援について、これまで経営を支えてきた県及び伊勢鉄道紀勢本線、参宮線の沿線の15市町で財政支援を行うための三重県地域交通体系整備基金への積増が本年度で終了したこと、また、地域おこし協力隊の隊員数の減に係る報償費、それから活動費などの経費の減額が主な要因でございます。財源内訳は、国県支出金が347万3,000円で、歳入で説明いたしました国からの地域公共交通維持確保改善事業費補助金143万1,000円と地方創生推進交付金54万3,000円、県からの三重県南部地域活性化事業補助金49万9,000円及び移住定住のための空き家リノベーション支援事業補助金100万円が充当されております。このほか、5万5,000円は、活性化対策基金、国際交流分でございますが、これら繰入金で差し引き1億472万2,000円が一般財源でございます。

71ページ、企画振興事業は89万3,000円でございます。これにつきましては、尾鷲市地方創生会議に係る委員への報酬費、旅費ほか、需用費、役務費及び協議会等の負担金、会費など、前年並みの予算計上でございます。

なお、73ページの説明欄の4行目にありますおわせSEAモデル協議会負担金25万円は、グランドデザインに基づくより具体的かつ実効性のある実施計画の作成を行うとともに、第三者に対する情報発信の強化を図るため、尾鷲市、尾鷲商工会議所、中部電力の三者共通経費としてそれぞれ負担を行い、円滑な協議会運営に資することを目的として、新規事業として追加したものでございます。

次に、交通体系事務経費は5,636万7,000円でございます。主なものとして、委託料の自主運行バス運行委託料3,390万8,000円は、ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線の運行業務委託料で、八鬼山線について、地域からの路線追加の要望が多く寄せられていること、消費税率の改正などによる経費として435万7,000円の増額、また、尾鷲市コミュニティバス指定管理料1,892万3,000円は、同じくふれあいバスの尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料であり、それぞれ12月定例会において債務負担行為として計上させていただいた分でございます。負担金、補助及び交付金の地域間幹線系統確保維持費補助金162万7,000円が主なものでございます。

ここで、交通体系関係の事業経費につきまして、主要施策の予算概要より担当より説明させていただきます。

○森本政策調整課長補佐兼係長 それでは、主要施策の予算概要13ページをごらんください。

事業の内容につきましては、市内の公共交通につきまして、地域公共交通活性化協議会での協議を行うとともに、ふれあいバス4路線の円滑な運行を実施するものでございます。

また、三重交通が運行いたします尾鷲長島線、島勝線に対する運行の補助、ふれあいバス、須賀利地区と島勝線とを乗り継いで市街地を往来する場合における割引の実施などが主な事業内容でございます。事業費予算額が5,636万7,000円で、財源内訳は、国庫支出金として地域公共交通確保維持改善事業補助金が143万1,000円、一般財源が5,493万6,000円でございます。

以上でございます。

○大和政策調整課長 それでは、予算書の73ページにお戻りください。通知いたします。

次に、広域事務経費236万3,000円につきましては、東紀州地域振興公社が主体となり、東紀州5市町と連携で実施する産業活性化事業などの負担金でございます。

75ページ上段の国際交流事業は5万5,000円の計上であります。尾鷲市国際交流協会への補助金5万円が主なものでございます。

次に、総合計画進行管理事業であります。第6次尾鷲市総合計画の進行管理を行う経費で19万6,000円でございます。

12節役務費の通信運搬費16万6,000円は、計画的で効率的、効果的な行政運営を図るため、総合計画における施策の成果、進捗状況などを確認するための市民アンケートに係る郵送料でございます。

次に、地域創生関係事業経費は41万6,000円であります。事業内容としましては、後期基本計画の中でも、引き続き人づくりを重点的な取り組みと掲げており、東京尾鷲会や各鷲友会の方々とフェイスブック等を活用し、双方向の情報発信交流を行うことで、尾鷲応援団の拡大を目指すものであります。

主なものは、9節旅費24万9,000円は、東京尾鷲会総会、役員会への参加旅費であり、その他需用費、役務費、使用料及び賃借料でございます。

続きまして、定住移住促進事業は359万8,000円であります。9節旅費27万5,000円は、東京、大阪で行われます移住定住フェアへの参加旅費です。

77ページの19節負担金、補助及び交付金159万6,000円のうち、空き家バンク利用促進助成金48万円は、空き家バンクに登録していただいた所有者に対する家財道具等の処分や清掃に対する補助金で、上限4万円の12件分、また、

移住促進のための空き家リノベーション補助金100万円は、県外の移住者が空き家を購入しリフォームを行う際の補助金であり、県からの補助金をそのまま充当するものでございます。

この定住移住促進事業につきましては、地方創生推進交付金を活用した事業が含まれておりますので、そこらも含めて主要施策の予算概要等により担当から詳細説明を行わせていただきます。

○西村政策調整課主幹兼係長 それでは、主要施策の予算概要の14ページをごらんください。

定住移住促進事業の内容について御説明させていただきます。

新たな人の流れを地域に受け入れるため、住まいと仕事探しのサポートに加えて、暮らしや仕事が体験できるプログラムを充実させ、広く受け入れを行います。これに伴い、都市圏で開催される移住相談会やフェアに積極的に参加し、移住希望者に本市の情報の提供を行いながら本市のPRを行い、空き家バンクや仕事バンク、九鬼町の移住体験住宅を活用していただき、本市への移住促進につなげてまいりたいと考えております。事業費予算額につきましては359万8,000円で、財源内訳は、国庫支出金として、地方創生推進交付金が54万3,000円、県支出金は、三重県南部地域活性化事業補助金49万9,000円、移住定住のための空き家リノベーション支援事業補助金100万円、残り155万6,000円が一般財源でございます。

次に、このうち地方創生推進交付金事業分について説明させていただきます。

政策調整課資料の1ページをごらんください。

事業概要に記載のとおり、推進交付金の対象事業として108万6,000円を計上しております。情報発信事業25万1,000円につきましては、移住パンフレット、印刷室印刷代、消耗品費2万5,000円、移住相談会における荷物運搬費3万1,000円のほか、ごらんとおりでございます。移住を支える支援事業83万5,000円としましては、移住体験住宅運営経費75万5,000円、移住体験住宅でのイベント情報や暮らしの提案に係るダイレクトメール発送手数料8万円となっております。

以上で、定住移住促進事業及びそのうちの地方創生推進交付金事業の内容説明を終わらせていただきます。

○大和政策調整課長 それでは、予算書の77ページにお戻りください。通知いたします。

地域おこし協力隊事業 4,436万2,000円でございます。現在、政策調整課所属の地域おこし協力隊は8名配置しております。新規応募があり、3名の追加をしたいと考えており、計11名分の費用でございます。予算額は減額しておりますが、協力隊に関連する事業費であり、特別交付税により全額措置されるものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により、担当から詳細説明をさせていただきます。

○西村政策調整課主幹兼係長 それでは、主要施策の予算概要の15ページをごらんください。

地域おこし協力隊事業について説明させていただきます。

事業の内容につきましては、九鬼町が九鬼大敷と連携し、ブリを活用した新たなビジネス展開等、地域が求める新規事業の企画運営を進めてまいります。

早田町は、通信販売事業うみまかせや、魚さばき会の鮮魚だけの事業展開のみならず、加工品や誘客事業等を組み合わせた新たな事業展開を図ってまいります。

梶賀町は、継続し、地域の海産物の販路拡大や地域づくり、まちづくりを活性化し、梶賀町やあぶりのPRに取り組んでまいります。

三木浦町は、まちの方々の交流、憩いの場づくりとして再生したカフェの経営とまちを訪れる方と地域の方との交流促進など、まちの魅力発信に取り組んでまいります。

三木里町につきましては、三木里海水浴場や熊野古道などの自然を活用した誘客ビジネスの検討や実践を行ってまいります。

定住移住コンシェルジュにつきましては、空き家バンクや移住体験住宅の利活用を推進し、都市圏で行われている移住相談会やフェアにも積極的に参加し、一人でも多くの方に移住していただけるよう取り組んでまいります。事業費、予算額につきましては4,436万2,000円で、財源内訳につきましては全て一般財源でございます。

以上で、地域おこし協力隊事業についての説明を終わらせていただきます。

○大和政策調整課長 それでは、続きまして、予算書の82、83ページをごらんください。通知いたします。

10目男女共同参画費、前年度費3万4,000円の減の26万5,000円でございます。財源内訳は、全て一般財源であります。新年度におきましても、尾鷲高校及び三重県男女共同参画センターフレンテみえの御協力のもと、同校における男女共同参画セミナーの開催を行うほか、広報等による啓発活動などについて、あわ

せて行っていきたいと考えております。

次に、110、111ページをごらんください。

5項統計調査費、1目統計調査総務費703万4,000円のうち、113ページの説明欄上段をごらんください。

人件費を除いた一般統計事務経費が当課に係る予算でございます。例年並みの9万9,000円の計上で、尾鷲市統計書150部の作成等に係る経費でございます。

次に、2目指定統計調査費228万7,000円で、前年度と比較し255万3,000円の減額でございます。財源内訳は、全て統計調査費委託金228万7,000円で、指定統計8件に対する交付金であります。

指定統計調査事務の報酬154万4,000円につきましては、各調査に係る調査員への報酬、その他職員手当ほか、使用料及び賃借料まで、ごらんとおりでございます。

内容につきましては、主要施策予算概要により、担当より説明させていただきます。

○中川政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の20ページをごらんください。

統計調査事業について御説明させていただきます。

事業内容として、まず、一般統計事務経費につきましては、毎年度発行しております人口、産業、経済、文化などの幅広い分野にわたって、基礎的な統計資料を収録した平成31年度版尾鷲市統計書を作成するものでございます。

次に、指定統計調査事業につきましては、所管省庁等から委託を受けている全国消費実態調査、農林業センサス、工業統計調査などの8種類の統計調査等を実施いたします。

主な事業費は、全国消費実態調査調査員2名、農林業センサス指導員2名分、調査員17名分、工業統計調査調査員4名分などの報酬として154万4,000円、各調査に係る事務消耗品費40万円などがございます。

事業費予算額は238万6,000円で、財源内訳は、県支出金として、指定統計調査に係る統計調査費委託金が228万7,000円、残り9万9,000円が一般財源でございます。

説明は以上でございます。

○大和政策調整課長 以上で、議案第11号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、当課に係る分の説明とさせていただきます。よろしく御審

議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○南委員長 資料のほうはいいんかいな。

○大和政策調整課長 資料の2は26号のほうです。

○南委員長 指定管理者のほうね。済みませんでした。

以上です。

○三鬼（和）委員 資料の尾鷲市コミュニティバスルート及びダイヤ一部改正についてと、ことし、行ってくれるということなんやけど、前回の改正で皆さんの説明、地元の人にもきっちり説明していくんだと言った割には、相当不平というか不満が多かったのので、今回、意見を聞くのもいいことですけど、ダイヤを改正しようとする……。

○南委員長 まだやろう、これ。

○三鬼（和）委員 ごめん、まだやった。

○南委員長 済みません、ちょっともとい。議案のほうの説明を、26号の説明、コミュニティのほうもお願いします。

きょうの説明だけ聞いて、来週にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それじゃ、26号の説明をお願いします。

○大和政策調整課長 続きまして、議案第26号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてについて御説明いたします。

議案書の58ページをごらんください。通知いたします。

尾鷲市コミュニティバスの指定管理者を行うために、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、別添の当課資料により説明いたします。

資料の2ページをごらんください。

（1）指定管理者ですが、所在地が三重県津市中央1番の1号、名称が三重交通株式会社でございます。

（2）指定の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間としております。

（3）同社を指定管理者とした理由につきましては、自家用有償運行のノウハウを熟知していること。通常運行の変更時の対応が迅速なこと。平成21年度から現在まで、重大な事故がないと、こういうことなどでございます。

（4）の管理業務の範囲は、①車両の運転及び運行管理等に関する業務以降、⑧までの記載のとおりでございます。

(5) 協定締結日につきましては、本定例会で議決をいただいた後に締結予定であります。

(6) 指定管理料につきましては、1,680万2,000円でございます。

(7) 指定管理者の指定までのスケジュールでございますが、本年1月8日から15日までの公募要領等を公布し、公布に始まり、申請種類の受け付けを同月23日まで募集を行ったところ、三重交通株式会社1社の応募でありました。同月25日、提案、プレゼンテーションを行っていただき、委員5名による選定委員会で審査を実施し、30日に選定結果の通知及び公表を行いました。

次に、資料の3ページをごらんください。

三重交通から提出された事業計画書であります。1の平等利用の確保、2の利用促進、3の運行管理業務の安定性と6ページの4の経済性になりますが、経済性の②指定管理料の提案額との根拠等につきまして御説明いたします。

次に、9ページをごらんください。

平成31年度の収支予算書でございますが、これはふれあいバス尾鷲地区、須賀利地区の分を合算した数値となっております。

中段にあります支出項目の人件費、燃料、油脂費以下、下から2段目の支出合計が1,890万円となっております。ここから収入項目の一番上、運賃収入209万8,000円を差し引いた額が先ほどの申し上げました指定管理料1,680万6,000円でございます。

以上で、議案第26号、尾鷲市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 審査のほうは来週行いたいと思いますので、きょうはこれにて散会をいたします。

○三鬼（和）委員 済みません、昨年まで交通体系経費の負担金として第三セクター伊勢鉄道株式会社に第三セクター伊勢鉄道株式会社支援市町負担金として763万計上しておったのがなくなった説明というのは全然されていないもので、ちょっとそれだけ経緯だけ教えていただきたいなと思うんですけど。

○大和政策調整課長 これは、平成28年度から30年度の3カ年で債務負担を組んでおりました事業でございますので、これが30年度で完了したということで、ことしからなくなったと。

○南委員長 じゃ、審査は来週お願いいたします。

きょうは散会いたします。ありがとうございました。御苦労さまです。

(午後 4時19分 散会)